

官報

平成二十四年二月二十三日

○第百八十回 衆議院會議録 第六号

平成二十四年二月二十三日(木曜日)

議事日程 第四号

平成二十四年二月二十三日

午後零時三十分開議

第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会、内閣提出)

第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員山岡賢次君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会、内閣提出)

日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会、内閣提出)

平成二十四年二月二十三日 衆議院會議録第六号

永年在職議員の表彰の件 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

午後零時三十二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

国会議員として在職二十五年に達せられました

山岡賢次君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決まりました。

表彰文を朗読いたします。

議員山岡賢次君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(横路孝弘君) この際、山岡賢次君から発言を求められております。これを許します。山岡賢次君。

〔山岡賢次君登壇〕

○山岡賢次君 このたび、永年勤続議員として、院議をもって御丁重な表彰の御決議を賜りまし

た。まことに身に余る光栄であり、感謝にたえません。謹んで御礼を申し上げます。

これもひとえに、諸先輩、同僚各位の御指導と、参議院議員選挙、衆議院議員選挙のそれぞれにおいて、長きにわたり御支援をいただいた皆様の変わらない御協力のためものであります。ここに心から御礼を申し上げる次第であります。

現在、世界は未曾有の変革期に際し、我が国の政治、外交、経済も戦後の最も深刻な試練に直面しております。ここにおいてみずからを省みま

すとき、いまだに不徳非才、まことにじくじたるものがございます。

きようを機として、心を新たにして、国政のため、一層の微力をささげたいと存じます。何とぞよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、御礼の言葉といたします。

ありがとうございます。(拍手)

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会、内閣提出)

日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第百七十七回国会、内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長小林興起君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する

法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する

法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小林興起君登壇〕

○小林興起君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する臨時特例を定める措置を講ずるものであり、一般の政府職員について、平成二十六年三月三十一日までの間、給与の支給に当たって職務の級に応じた割合等の減額支給措置を講ずることに伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給についても、おおむねこれに準じて減額支給措置を講ずるものであります。

両案は、第百七十七回国会に提出され、継続審査に付されていたものであります。

今国会では、去る一月二十四日本委員会に付託され、昨日小川法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。次いで、両案に対しそれぞれ黒岩宇洋君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案により、

一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定等を行うこと等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。引き続き、両案及び両修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局し、採決の結果、両修正案及び修正部分を除く両原案はいずれも全会一致をもって可決され、両法律案はいずれも修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○太田和美君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

稲見哲男君外四名提出、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案(稲見哲男君外四名提出)

○議長(横路孝弘君) 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。総務委員長原口一博君。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔原口一博君登壇〕

○原口一博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三党により共同提出されたものであり、その主な内容は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十三年九月三十日付の職員給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成二十六

年三月三十一日までの間減額して支給する臨時特例措置等を講じようとするものであります。

なお、自衛官に対する臨時特例の適用につきましては、政令の定めるところにより、特例的な取り扱いができるものとしております。

本案は、昨二十二日に提出され、本委員会に付託され、本日、提出者から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、自由民主党・無所属の会及び公明党から共同修正案が提出され、修正案提出者から提案理由の説明を聴取した後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○太田和美君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上

程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 太田和美さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
(議院運営委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 小平忠正君。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

〔小平忠正君登壇〕

○小平忠正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書に経過措置として支給される給料の改定等を行うおとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起

草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

出席国務大臣

総務大臣 川端 達夫君
法務大臣 小川 敏夫君

○議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨二十二日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 岡田 康裕君(理事豊田潤多郎君去る

一月十一日委員辞任につきその補欠)

理事 糸川 正晃君(理事寺田学君去る十日

委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

岸本 周平君 矢崎 公二君
榊原 万里君 阿久津幸彦君
湯原 俊二君 小室 寿明君
小里 泰弘君 柴山 昌彦君
東 順治君 古屋 範子君
笠井 亮君 宮本 岳志君
内山 晃君 石田 三示君
小室 寿明君 川越 孝洋君
阿久津幸彦君 榊原 万里君
川越 孝洋君 湯原 俊二君
矢崎 公二君 岸本 周平君
柴山 昌彦君 小里 泰弘君
古屋 範子君 東 順治君
宮本 岳志君 笠井 亮君
石田 三示君 内山 晃君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

小室 寿明君 磯谷香代子君
皆吉 稻生君 中野渡詔子君
河井 克行君 橋慶一郎君

柴山 昌彦君

徳田 毅君

磯谷香代子君

小室 寿明君

中野渡詔子君

皆吉 稻生君

橋慶一郎君

河井 克行君

徳田 毅君

柴山 昌彦君

財務金融委員

辞任

補欠

平岡 秀夫君 柚木 道義君
柚木 道義君 平岡 秀夫君

国家基本政策委員

辞任

補欠

前原 誠司君 小川 淳也君
大島 理森君 徳田 毅君
谷垣 禎一君 丹羽 秀樹君
茂木 敏充君 小里 泰弘君
小川 淳也君 前原 誠司君
小里 泰弘君 茂木 敏充君
徳田 毅君 大島 理森君
丹羽 秀樹君 谷垣 禎一君

予算委員

辞任

補欠

打越あかし君 齊藤 進君
江端 貴子君 小川 淳也君
金森 正君 桑原 功君
榊原 万里君 長妻 昭君
近藤 和也君 小野塚勝俊君
佐々木隆博君 森岡洋一郎君
仁木 博文君 中屋 大介君
橋本 博明君 大西 孝典君

- 七、印刷事業に関する事項
八、造幣事業に関する事項
九、金融に関する事項
十、証券取引に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成二十四年二月二十二日

財務金融委員長 海江田万里
衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
国家の基本政策に関する事項
二、調査の目的
国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため
三、調査の方法
内閣総理大臣と野党党首との討議等
四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十四年二月二十二日

国家基本政策委員長 田中けいしゅう
衆議院議長 横路 孝弘殿

(質問書提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

鳩山内閣より野田内閣に至る三代の内閣における閣僚の平均在任期間に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

野田内閣の北方四島に係る現状認識等に関する質問主意書(今津寛君提出)

若年層における選挙の低投票率に関する質問主意書(馳浩君提出)

電子投票制度の導入に関する質問主意書(馳浩君提出)

一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大阪市職員に対するアンケート調査等の違憲性に関する質問主意書(服部良一君提出)

大阪府及び大阪市教育基本条例(案)の違憲性に関する質問主意書(服部良一君提出)

都道府県における賃金格差の拡大に関する質問主意書(木村太郎君提出)

平成二十四年度における基礎年金国庫負担割合に関する質問主意書(加藤勝信君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橋慶一郎君提出第三次男女共同参画基本計画に基づき国家行政における女性公務員の参画を進める取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出社会保障・税一体改革案の取り扱い等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出年金財源の国庫負担二分の一のうち二・六兆円を交付国債で賄うことの問題点に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の不祥事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出野田改造内閣に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員赤澤亮正君提出野田内閣総理大臣の記者会見に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出メタンハイドレートの開発に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出円売り覆面介入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出法科大学院改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出自動車運転過失致死罪並びに危険運転致死罪が成立する要件等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出防衛省沖縄防衛局長による「講話」に関する再質問に対する答弁書

平成二十四年二月十日提出
質問 第六一 号

第三次男女共同参画基本計画に基づき国家行政における女性公務員の参画を進める取り組みに関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

第三次男女共同参画基本計画に基づき国家行政における女性公務員の参画を進める取り組みに関する質問主意書

平成二十二年十二月十七日に閣議決定された、

第三次男女共同参画基本計画では、これまでの二次にわたる計画の下での取り組みを踏まえ、引き続き「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」を重点分野とし、「社会のあらゆる分野において、二〇二〇年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも三〇％程度になるよう期待する」との目標を掲げている。この達成に向けて、幅広い分野における女性の参画について数値目標が設定される中、国家行政における女性公務員の参画については、平成二十七年年度末における国家公務員採用試験からの採用者に占める割合を三〇％程度、管理職(本省課室長相当職以上)に占める割合を五％程度とされたところである。ついては、この目標を達成するための内閣の取り組みの現状を中心に、以下七項目にわたり質問する。

一 男女共同参画に関する主な国際的な指数として、「人間開発指数」、「ジェンダー不平等指数」及び「ジェンダー・ギャップ指数」があり、二〇

一 一年公表のデータによれば、我が国の順位はそれぞれ、十二位(百八十七か国中)、十四位(百四十六か国中)及び九十八位(百三十五か国中)とのことである。この順位の違いについて、それぞれの指数が意味するところ及び我が国の抱える課題に関する内閣の見解を伺う。

二 「政策・方針決定過程」への女性の参画について、国際比較の上で我が国の現状及び課題に関する内閣の見解を伺う。

三 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合について、直近のデータ及び近年の傾向を伺う。

四 国の管理職(本省課室長相当職以上)に占める女性の割合について、直近のデータ及び近年の傾向を伺う。

五 三及び四のデータに関連して、国家行政における女性公務員の参画を進める人事行政面での具体的な取り組みを伺う。

六 今後、国の管理職(本省課室長相当職以上)に占める女性の割合を増やしていく上で、人事行政上、どのような事柄が課題となるのか、内閣の認識を伺う。

七 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合に比べ、国の管理職(本省課室長相当職以上)に占める女性の割合が低い現状に鑑みると、いわゆる政策の企画・立案・調整分野に係員・係長として配属して経験を積ませる等の女性職員の職域拡大を図る「ポジティブ・アク

ション」が必要ではないかと考えるが、内閣の見解を伺う。併せて、そのような取り組みが既になされているのであれば、具体的な事例を伺う。

「ジェンダー・ギャップ指数」は、経済分野、教育分野、保健分野及び政治分野における男女間の格差を測る指数とされている。

内閣衆質一八〇第六一号
平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出第三次男女共同参画基本計画に基づき国家行政における女性公務員の参画を進める取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出第三次男女共同参画基本計画に基づき国家行政における女性公務員の参画を進める取り組みに関する質問に対する答弁書

一について

国際連合開発計画の「人間開発報告書」及び世界経済フォーラムの「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」によれば、「人間開発指数」は、長寿で健康な生活、知識及び人間らしい生活水準という三つの側面から人間開発の達成度を測る指数、「ジェンダー不平等指数」は、人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを測る指数、「ジェン

二について

政府においては、「女性のチャレンジ支援策の推進について(平成十五年六月二十日男女共同参画推進本部決定)」において、「社会のあらゆる分野において、二十二十年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも三十パーセント程度になるよう期待する」という目標を掲げているが、「指導的地位」に占める女性の割合は全体的に緩やかに増加しているものの、多くの分野においていまだ目標を達成していない。また、お尋ねの「政策・方針決定過程への女性の参画」に関する「国際比較」を行っている国際労働機関や列国議会同盟のデータによれば、管理的職業従事者や国会議員に占める女性の割合について、我が国は諸外国と比べて低くなっている。

社会の各分野における女性の参画を拡大するためには、今後より一層、女性の能力開発や子育て支援等の環境整備を図るとともに、女性の登用を積極的に推進していくことが必要であると考えている。

三について

人事院及び総務省が平成二十三年十月二十一日に公表した「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果(以下「二十三年フォローアップ」という。))によれば、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は、平成十九年度は二十六・一パーセント、平成二十年度は二十四・六パーセント、平成二十一年度は二十五・六パーセント、平成二十二年度は二十六・一パーセント、平成二十三年度は二十六・六パーセントとなっている。

四について

二十三年フォローアップ並びに人事院及び総務省が平成二十年十月二十七日に公表した「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」によれば、国の本省課室長相当職以上の職に占める女性の割合は、平成十八年一月現在で一・七パーセント、平成十九年一月現在で一・九パーセント、平成二十年一月現在で二・〇パーセント、平成二十一年一月現在で二・二パーセント、平成二十二年一月現在で二・四パーセントとなっている。

五について

政府においては、女性職員の採用・登用の拡大等を図るため、「第三次男女共同参画基本計画(平成二十二年十二月十七日閣議決定。以下「第三次計画」という。))、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針(平成二十三年一月十四日付人企一四八

事院事務総長通知)等に基づき、各府省の「女性職員」の採用・登用拡大計画の見直し、有為の女性を公務に誘致するための多様な実効性のある募集・啓発活動、女性職員の職域拡大等の職務経験を通じたキャリア形成の支援等を行っている。

六について

国の本省課室長相当職以上の職に占める女性の割合を高めるためには、今後より一層、女性職員の職域拡大、女性職員に対する研修の機会の充実、仕事と生活の調和の推進等を図ることが必要であると考えている。

七について

政府における女性職員の職域拡大については、第三次計画等において、女性職員の管理職への登用を推進するための具体的施策の一つとして掲げており、各府省においては、これまで女性職員が就いたことのないポストへの女性職員の配置、女性職員への多様な職務経験の付与等の取組を行っているところである。

平成二十四年二月十日提出
質 問 第 六 二 号

社会保障・税一体改革素案の取り扱い等に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

社会保障・税一体改革素案の取り扱い等に関する質問主意書

平成二十四年二月九日の衆議院予算委員会にお

平成二十四年二月二十三日 衆議院会議録第六号 議長 報告

ける質疑の中で、「社会保障・税一体改革素案」(平成二十四年一月六日政府・与党社会保障改革本部決定、以下「素案」という。)の取り扱いについて、安住財務大臣の答弁では必ずしも明確にならなかった点を含め、各省庁における顧問の任用状況と併せて、以下七項目にわたり質問する。

一 素案では、消費税率の引上げについて、「経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける」とされており、政府側答弁では、過去に消費税率を5%に引き上げた際の措置を念頭に、期日の半年程度前の時点で閣議決定を行うことを想定しているとのことであるが、具体的に何を閣議決定しようと考えているのか、伺う。

二 一般に、消費税率の引上げを定めた法律の効力を閣議決定で停止することはできないものと思うが、この点、安住財務大臣の答弁の真意を確認する。

三 素案では、「第二部 税制抜本改革」が詳細な記述となっているのに対し、「第一部 社会保障改革」の記述は粗く、「子ども・子育て新システム」など、柱立てを掲げるに留まる箇所も見受けられる。行政文書としては、スタイルが統一されていない感を受けるが、このような取りまとめになった理由を伺う。

四 先に年末に閣議決定される「税制改正大綱」は、「納税者から見て親しみやすい丁寧な記述

とする観点から」(内閣衆質一七七第四六号)、平成二十二年度以降、「です・ます体」を採用しているとの政府側答弁であるが、素案について「である体」を採用した理由を伺う。

五 今後、野田内閣において、素案を土台に法案化を図る上で、大綱のような形で閣議決定をする際には、「である体」、「です・ます体」のいずれを採用する方針であるのか、伺う。

六 過去十年間において、今般の田中公男氏のように、各省庁の顧問に国会議員の公設秘書を委嘱した事例が何例あるのか、確認する。もしあれば、そのうち、公設秘書を辞職せずに顧問と兼職した事例が何例あるのか、確認する。

七 今後の取り扱いとして、国会議員の公設秘書を各省庁の顧問に委嘱することは、政官の関係上誤解を招きかねないことから、避けるべきと考える。少なくとも、在職のままの委嘱は認めるべきではないと考えるが、野田内閣の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第六二号
平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出社会保障・税一体改革素案の取り扱い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橘慶一郎君提出社会保障・税一体改革素案の取り扱い等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの所要の措置については、「社会保障・税一体改革素案」(平成二十四年一月六日政府・与党社会保障改革本部決定。以下「素案」という。)において、「法律成立後、引上げにあつたの経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるよう、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする」とされており、これに沿って判断することとなる。

二について

御指摘のとおり、一般に、法律の施行を閣議決定で停止することはできず、法律で定められた消費税率の引上げに係る規定の施行を停止するためには、当該法律の改正が必要になると認識している。

三について

素案においては、社会保障・税一体改革における個々の施策について、政府・与党における検討状況やその内容等に応じて記述されているところである。

四について

「社会保障改革の推進について」(平成二十二年十二月十四日閣議決定)及び同閣議決定に基づき取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」(平成二十三年六月三十日政府・与党社会保障改革検討本部決定。以下「成案」という。)においては、いずれもいわゆる「である体」を使用していること等を踏まえ、成案の内容を具体化した素案においても「である体」を使用したところである。

五について

「社会保障・税一体改革大綱」(平成二十四年二月十七日閣議決定)においては、いわゆる「である体」を使用したところである。

六について

過去十年間において、各府省等の顧問に国会議員の公設秘書を任命した事例は、田中公男氏の一件であり、そのうち、公設秘書を辞職せず顧問と兼職した事例も、田中公男氏の一件である。

七について

各府省等の顧問については、各府省等において、その所掌事務のうち重要な施策に参画させる等のため、必要に応じて当該施策に関する知識や経験を有する者を適切に任命しているものと認識しており、今後とも各府省等において、適切に対応されるものと考えている。

平成二十四年二月十日提出
質 問 第 六 三 号

年金財源の国庫負担二分の二のうち二・六兆円を交付国債で賄うことの問題点に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

年金財源の国庫負担二分の二のうち二・六兆円を交付国債で賄うことの問題点に関する質問主意書

平成二十四年二月十日の衆議院予算委員会において、安住財務大臣が年金財源の国庫負担二分の二のうち二・六兆円を交付国債で賄うことについて、必ずしも良い選択ではなかったとの認識を示されたことは、率直に評価するものである。ついで、交付国債に係る後年度の問題点として財政当局が懸念される事柄に関し、以下四項目にわたり質問する。

一 平成二十三年度において、原子力損害賠償支援機構に対し、交付国債五兆円を交付した理由及び現状において現金化された金額を伺う。

二 年金財源のうち、二・六兆円を交付国債で賄うこととされているが、当該交付国債は当分の間、現金化されることはないものと思料する。内閣の見解を伺う。

三 この交付国債については、後年度において消費税の引き上げによって返済することが予定されているが、一般論として財政規律の観点から、交付国債の持つ問題点及び懸念される事項

について、財務省の見解を伺う。

四 この交付国債について、特例公債(いわゆる「赤字国債」)によらなかった理由を確認する。右質問する。

内閣衆質一八〇第六三号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出年金財源の国庫負担二分の二のうち二・六兆円を交付国債で賄うことの問題点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橘慶一郎君提出年金財源の国庫負担二分の二のうち二・六兆円を交付国債で賄うことの問題点に関する質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故の被害者に対する同社による賠償金の支払に万全を期し、原子力損害賠償支援機構が同社に対する特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いるため、平成二十三年十一月四日に認定した特別事業計画に基づき、同年十一月八日に二兆円、同年十二月九日に三兆円、合計五兆円の国債を同機構に交付した。このうち、平成二十四年二月二十一日時点で、五千五百八

十七億円が償還されている。

二について

平成二十四年度における基礎年金の給付に要する費用等の二分の一に相当する額と三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額との差額に相当する額(以下「差額相当額」という。)を国庫が負担するために発行し交付する国債の償還については、「社会保障・税一体改革大綱」(平成二十四年二月十七日閣議決定)において「消費税引上げ後に消費税収により行う。」としており、政府としては、平成二十六年度以後に二十年程度をかけて償還することを検討している。

三について

財務省としては、いわゆる交付国債の発行については、国が債務を負担する必要性を見極めて行う必要がある。また、当該交付国債の償還時において償還費用が歳出予算に計上されることを踏まえ、将来にわたる財政規律を損なわないよう留意して行う必要があると考えている。

四について

平成二十四年度における差額相当額の取扱については、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第十六条の二第一項において「必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、「平成二十四年度予算編成の基本方針」(平成二十三年十二月十六日閣議

決定)において「税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れることとし、平成二十四年度予算編成における取扱いを検討する。」とし、これに沿って、当該差額相当額を国庫の負担とするための財源を、御指摘のようないわゆる赤字国債の発行により確保するのではなく、税制抜本改革により確保することとしたものである。

平成二十四年二月十日提出
質 問 第 六 四 号

外務省職員の不祥事に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

外務省職員の不祥事に関する質問主意書

一 一般に外務省として、同省職員が国内外で暴行や窃盗等の刑事事件へとつながる不祥事を起こした際、その日にち、内容、被害状況、起こした者の実名等、それに関する事実関係につき、どのようなタイミングでどのような方法により公表をしているのか等、その基準について説明されたい。

二 外務省として、同省職員が一の不祥事を起こした際、同省が公表するよりも先に、新聞等の報道機関によってその事実関係が世間に公表されたという事例は過去にあるか。

三 二で、あるのなら、それらの事例は、各種報道機関が公表しようがしまいが、外務省としてきちんと公表する予定のものであったのか。確

認を求める。

四 外務省として、過去に同省職員が起こした一の不祥事のうち、公表をしなかったものはあるか。

五 四で、あるのなら、それはなぜか。

六 本年二月九日の各紙夕刊等の新聞報道によると、同月八日、東京都国分寺市のJR国分寺駅において、泥酔した外務省国際法局経済条約課首席事務官の男性職員が男性駅員に暴行を働いたとのことであるが、右は事実か。

七 外務省として、六の不祥事をいつ、どのように把握したか。

八 外務省として、六の不祥事をいつ、どのようにして公表しているか。またそのタイミングは、六で触れた新聞報道より先であったか、または後であったか。

九 外務省として、六の首席事務官の実名を公表する考えはあるか。

十 九で、ないのなら、その理由並びに実名の公表を拒むことができる法的根拠を示されたい。右質問する。

内閣衆質一八〇第六四号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の不祥事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出外務省職員の不祥事に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねの「国内外で暴行や窃盗等の刑事事件へとつながる不祥事」が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかでないが、職員に対する懲戒処分分の公表より先に報道機関によって懲戒処分の対象となった非違行為が報道された事例や、職員に対する懲戒処分を公表しなかった事例は存在する。外務省としては、「懲戒処分分の公表指針について」(平成十五年十一月十日付け総参一七八六人事院事務総長通知)を踏まえ、職員に対する懲戒処分分の公表の対象、時期、方法等を判断しており、職員に対する懲戒処分分の公表は、当該懲戒処分の対象となった非違行為が報道機関によって報道されたか否かにより影響を受けるものではない。

六について

外務省国際法局経済条約課首席事務官(以下「首席事務官」という。)が、本年二月八日未明、東日本旅客鉄道株式会社(以下「国分寺駅」において、酒に酔った状態で、駅員に暴行を加えた」とは事実である。

七について

本年二月八日、当該首席事務官から外務省に対し、六について述べた事実について報告があった。

八から十までについて

御指摘の事案については、これまで公表していないが、その概要は六についてでお答えしたとおりであり、報道機関から照会がある場合には、個別に応じているところである。当該首席事務官の氏名を含め、より詳細に当該事案の内容を公表するか否かに関しては、今後、判断することとしている。

平成二十四年二月十三日提出
質 問 第 六 五 号

野田改造内閣に関する再質問主意書

提出者 木村 太郎

野田改造内閣に関する再質問主意書

去る一月二十四日、「野田改造内閣に関する質問主意書」(質問第二号)を提出し、これに対し去る二月三日答弁書(内閣衆質一八〇第二号)が送付されてきた。

その中で、私の質問主意書で内閣に見解を質した一つに「今回発足した野田改造内閣について、野田総理は『最善かつ最強の布陣』と自讃しているが、『最善かつ最強』とはどのような意味なのか。また、『適材適所』とどのように違うのか、野田内閣の見解如何。」との問いに対し、答弁書では『最善』とは、例えば、『最もよいこと。また、一番適当なこと。』(出典 広辞苑)とされており、『適材適所』とは、例えば、『人を、その才能に適した地位・任務につけること。』(出典 広辞苑)とされ

ていると承知している。」という答弁であった。

このような辞書を紐解く答えだけの答弁では、あまりにも誠意のない回答であり、相手を愚弄した姿勢と言わざるを得ない。本来質問主意書は、全国民の代表である国会議員にとって有意義な国会活動の一つであるにも拘らず、野田内閣の答弁書についての姿勢は、国民を愚弄するものと言わざるを得ない。誠に遺憾なことである。

従って、次の事項について再質問する。

一 質問主意書に対する野田内閣における答弁の姿勢を、どのように考えているのか、野田内閣の見解如何。

二 先に提出した質問主意書のことを踏まえ、改めて問う。野田改造内閣について、野田総理は「最善かつ最強の布陣」と自讃したが、野田改造内閣における「最善かつ最強」とはどういうことなのか。また、野田内閣が発足した時は、「適材適所」と自讃していたが、具体的に「最善かつ最強」と「適材適所」とはどう違うのか、野田内閣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第六五号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出野田改造内閣に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出野田改造内閣に関する再質問に対する答弁書

一 について

政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁すべきものと考えている。

二 について

お尋ねの「最善かつ最強の布陣」との発言については、平成二十四年一月十三日に内閣総理大臣官邸で行った記者会見において野田内閣総理大臣が述べたとおり、「復旧・復興を加速させ、原発の事故の収束をさせ、新たな戦いに向かって様々な取組を強化をする、あるいは経済の再生を図るといった野田内閣の当初からの命題の他に行政改革、政治改革、そして社会保障と税の一体改革という、やらなければならぬ、逃げることでできない、先送りをするのでできない課題」を着実に推進していくため、野田内閣総理大臣が最もふさわしいと考えた内閣の布陣という趣旨で述べたものである。一方、お尋ねの「適材適所」との発言については、平成二十三年九月二日に内閣総理大臣官邸で行った記者会見において野田内閣総理大臣が「どの方がこの分野で力強く力を発揮していただけのが良いのかなというところももちろん最終的な基準であります」と述べているとおり、野田内閣総理大臣が閣僚を任命するに当たって

基準としているという趣旨で述べたものである。

平成二十四年二月十三日提出
質 問 第 六 六 号

野田内閣総理大臣の記者会見に関する質問主意書

提出者 赤澤 亮正

野田内閣総理大臣の記者会見に関する質問主意書

本年二月九日衆議院予算委員会における私の質問に対する野田総理の「私、記者会見は歴代の総理の中で過去最高のハイペースでやっています。ぶら下がりをやっていませんが。都合のいいときだけじゃありません。問責を受けているときとかを含めて、必要なときにはきちっとやっていますので、そういうことも含めて、国民に対する説明責任を果たしていきたいと思えます」という答弁がある。これを踏まえ、以下、質問する。

一 本日まで野田総理の記者会見は何度行われたか。また、会見日時と会見の要旨も示されたい。

二 総理答弁の「歴代の総理の中で過去最高のハイペース」の客観的根拠を示されたい。

三 野田総理の記者会見は、どのような方針のもとに行われているのか。

四 ぶら下がりを行わない理由は何か。

右質問する。

内閣衆質一八〇第六六号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員赤澤亮正君提出野田内閣総理大臣の記者会見に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤澤亮正君提出野田内閣総理大臣の記者会見に関する質問に対する答弁書

一 について

野田内閣総理大臣が、その就任日の平成二十三年九月二日から平成二十四年二月十三日までの間に、総理大臣官邸記者会見場で行った記者会見(訪日外国要人を行った共同記者会見を除く。以下「記者会見」という。)の回数は九回であり、これらの日時及び主題をお示しすると、次のとおりである。

平成二十三年九月二日(金)十七時 内閣総理大臣就任会見

平成二十三年九月三十日(金)十七時 臨時国会閉会に当たって

平成二十三年十一月十一日(金)二十時 環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に向けた関係国との協議について

平成二十三年十二月一日(木)十七時三十分

平成二十三年第三次補正予算等の成立に当たって

平成二十三年十二月九日(金)十七時 臨時国会閉会に当たって

平成二十三年十二月十六日(金)十八時 東京電力福島第一原子力発電所事故収束に向けた道筋のステップ二の完了について

平成二十四年一月四日(水)十時 年頭記者会見

平成二十四年一月十三日(金)十八時 内閣改造に当たって

平成二十四年二月十日(金)十八時二十分 復興庁発足に当たって

なお、これらの記者会見の要旨については、首相官邸ホームページで公表している。

二について

記者会見の記録が残っている橋本内閣総理大臣から野田内閣総理大臣までの十人の内閣総理大臣について、①内閣総理大臣名、②在任日数、③記者会見の回数及び④②を③で除して得られる記者会見の頻度をお示しすると、次のとおりである(野田内閣総理大臣は、平成二十四年二月十三日時点)。

- ①橋本内閣総理大臣 ②九百三十二日 ③十九回 ④約四十九日に一回
①小淵内閣総理大臣 ②六百十六日 ③十一回 ④五十六日に一回
①森内閣総理大臣 ②三百八十七日 ③五回 ④約七十七日に一回
①小泉内閣総理大臣 ②千九百八十日 ③三

十四回 ④約五十八日に一回

①安倍内閣総理大臣 ②三百六十六日 ③七回 ④約五十二日に一回

①福田内閣総理大臣 ②三百六十五日 ③九回 ④約四十一日に一回

①麻生内閣総理大臣 ②三百五十八日 ③十回 ④約三十六日に一回

①鳩山内閣総理大臣 ②二百六十六日 ③五回 ④約五十三日に一回

①菅内閣総理大臣 ②四百五十二日 ③十九回 ④約二十四日に一回

①野田内閣総理大臣 ②百六十五日 ③九回 ④約十八日に一回

したがって、在任中の記者会見の頻度は、十人の内閣総理大臣の中では、野田内閣総理大臣が最も高くなっている。

三について

野田内閣総理大臣の記者会見は、国民に対して内閣総理大臣としての考え方を示すべき時に行っている。

四について

野田内閣総理大臣が、いわゆる「ぶら下がり」を原則として行わないのは、記者会見等において報道機関との間でしっかりと丁寧な受け答えを行うことにより、国民に対して内閣総理大臣としての考え方を伝えていきたいとの考えによるものである。

平成二十四年二月十三日提出
質 問 第 六 七 号

メタンハイドレートの開発に関する質問主意書

提出者 馳 浩

メタンハイドレートの開発に関する質問主意書

燃える氷とも呼ばれ、日本周辺海域に相当量が埋蔵されていると見込まれるメタンハイドレートは石油、石炭に比べ二酸化炭素の排出量も少なく、次世代のエネルギー源として、大きく期待されている。

政府は、愛知県渥美半島の南方沖七十〜八十キロメートルの海底で二月中旬にも掘削試験を行うとされており、本格実施は世界でも初めての試みである。開発に成功すれば、日本独自の資源・エネルギー確保となり、電力供給体制の安定化に繋がると注目され、日本のエネルギー安全保障の面からも大きな意味を持つ。

以上を踏まえ以下質問する。

一 メタンハイドレートの持つポテンシャルについて、政府はどのように認識しているか見解を示されたい。

二 日本の周辺海域には、どの程度の量のメタンハイドレートが存在していると試算しているか。また、開発に成功し、商業化が実現した場合、日本の消費エネルギーのどの程度の割合を

賄うことができると想定しているか、見解を伺う。

三 メタンハイドレートは不安定で気化しやすいため、分解させず採掘することが難しい上、水深での作業となり、技術面での心配が指摘されているが、現状においてどのような認識が示されたい。

四 課題とされる経済性の評価について、メタンハイドレートの生産コストが掛かり過ぎる為、費用対効果を考えると採算に合わないとも指摘されるが如何。また、今後、技術革新によりコストが下がる可能性はあるとお考えか、見解を示されたい。

五 四に関連して、米国のシェールガス革命もたらした、新たな資源の開発による比較的安価な費用でのエネルギー調達が可能になるとされるが、今後、米国からシェールガス輸入が実現した場合、メタンハイドレート生産よりもコストが安価になると言われるが、政府の認識を示されたい。

六 実際にメタンハイドレートが商用化できるのは、いつ頃を目指しているのか。開発計画では平成三十年にフェーズ三を終えるようなスケジュールであるが、実用化の時期について政府の見解を示されたい。

七 メタンハイドレートの開発はエネルギー自給率の向上に寄与し、エネルギー安全保障上の観

点からも、有事の際に独自のエネルギー生産能力を持つことは、国際情勢が不安定な中で重要であると考え、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一八〇第六七号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出メタンハイドレートの開発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出メタンハイドレートの開発に関する質問に対する答弁書

一、二及び七について

メタンハイドレートについては、我が国周辺海域において相当の量が賦存していることが見込まれており、その商業化は、国際情勢に影響されない安定したエネルギー供給源として、エネルギー自給率の向上に寄与することから、我が国のエネルギーの安定供給にとって重要であると考えている。我が国周辺海域におけるメタンハイドレートの全体の賦存量は不明であるが、政府においては、相当の量のメタンハイドレートが賦存していると考えられている海域の一つである、いわゆる東部南海トラフ海域について、資源量の評価を行った結果、同海域に賦

存するメタンハイドレート層に含まれるメタンガスの量を約一・一兆立方メートルと推定しており、これは平成二十三年の我が国の液化天然ガス輸入量の約十一倍に相当するものである。

三について

メタンハイドレートは、水深の深い海底面下の地層中に固体の状態で賦存しており、在来型の天然ガスとは異なり、井戸を掘るだけでは自噴しないため、メタンハイドレート層からメタンガスを安定的に分離・採取する技術の開発が必要である。政府としては、平成二十四年度に東部南海トラフ海域において実証実験を行い、今後このような技術を開発し確立することを目指す考えである。

四について

メタンハイドレート層からメタンガスを経済的に生産するためには、メタンハイドレート層からのメタンガスの生産効率を向上する技術の開発が必要であると考えており、引き続き、そのような技術の開発に取り組む考えである。

五について

現時点では、米国産のシェールガスを液化した天然ガスの輸入が実現した場合の天然ガスの輸入価格及びメタンハイドレートの商業化が実現した場合のメタンガスの生産コストが不明であるため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

経済産業省においては、平成二十一年三月に「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定し、これに基づき、平成三十年度をめどにメタンハイドレートの商業化の実現に向けた技術を整備することを目指して研究開発を進めているところである。

平成二十四年二月十三日提出
質 問 第 六 八 号

円売り覆面介入に関する質問主意書

提出者 馳 浩

円売り覆面介入に関する質問主意書

政府・日本銀行は昨秋、一日としては過去最高額の八兆円規模の為替介入を実施し、その後四日間に渡って非公表の覆面介入を行ったことが明らかにになった。短期間での大規模介入に加え、七年ぶりに覆面介入に踏み切ること、ありとあらゆる手段を駆使し、急激な円高進行の是正に動いた。安住財務大臣は、国益を守る為にはいかなる措置も取ると、更なる介入も辞さない姿勢を示した。

以上を踏まえ、以下の項目について質問する。

一 今回の覆面介入はどのような意図で実施されたか、説明されたい。

二 七年ぶりの覆面介入実施など、あらゆる手段を講じ、円高進行の阻止を狙い、介入後一時的には市場の円買い圧力を抑制できたが、時間と

ともに再度、介入前の円高水準に戻った。市場への効果は限定的であったが、政府は為替介入・覆面介入にどのような効果を期待し、またどう評価をしているか、示されたい。

三 市場の今後の円相場の動きに関する展望について、政府はどのような見解を示されたい。

四 長年実施してきた円売り・ドル買い介入による外貨準備高は膨張し、今後も円高が続けば、更なる含み損が膨らんでいくとされるが、現在試算されている含み損はいくらに上るか示されたい。

五 米国財務省は、昨年末の外国為替報告書にて、日本の単独介入について支持しないことを明確に記し、批判的な見方が広がっているが、米国を含む海外からの為替介入に対する圧力が強まっていることに対して、政府の認識を示されたい。

六 五を踏まえ、市場では為替介入へのハードルが上がったと指摘されるが、今後も為替介入・覆面介入を行っていく考えか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一八〇第六八号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出円売り覆面介入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出円売り覆面介入に關する質問に対する答弁書

一について

外国為替平衡操作の実施に当たっては、外国為替市場の動向を踏まえ、外国為替相場安定を図るために最も適切であると考えられる手法で対応するよう努めているが、特定の手法を採用した理由については、外国為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

二について

財務省は、外国為替相場の安定を目的として外国為替平衡操作を実施している。平成二十三年十月三十一日から同年十一月四日までの外国為替平衡操作については、外国為替市場における投機的な動き及び無秩序な動きを抑制するとともに、一時的な円高の動きを食い止める一定の効果があったものと考えている。

三について

今後の外国為替市場の見通しについては、外国為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

平成二十四年度予算における外国為替資金特別会計の外国為替等評価損及び外国為替等繰越評価損の予定額の合計は、平成二十四年度末時点で約三十九・六兆円となっている。

五及び六について

米国財務省の報告書における我が国の為替政策についての記述等は承知している。我が国としては、外国為替相場の安定を目的として外国為替平衡操作を実施しており、平成二十三年十月三十一日から同年十一月四日までの外国為替平衡操作は、必要な措置であったと考えている。今後とも、外国為替市場の動向を注視し、適切に対応してまいりたい。

平成二十四年二月十三日提出
質問 第六九号

法科大学院改革に関する質問主意書

提出者 馳 浩

法科大学院改革に関する質問主意書

法科大学院修了者を対象にした昨年の新司法試験の合格者数が二〇六三人となり、合格率は二五・四％で新試験が始まってから五年連続の減少となった。

政府の司法制度改革審議会が二〇一一年に法曹人口の大幅増員を打ち出し、二〇一〇年を目途に合格者数を三〇〇〇人まで増やすことを閣議決定してからその目標には一度も到達していない。また、当初は法科大学院修了者の七〇八割が合格することを想定していたが、合格率は低迷し、その影響もあり法科大学院の入学者数も減少している。加えて近年の法曹人口の増加による弁護士就職難についても社会問題となっている。

司法制度改革は様々な分野から優秀で多様な人材を法曹界に取り入れ、国民に対し身近な司法を実現させることを理念として様々な改革を行ってきたが、当初の理念と現実がかけ離れており、法科大学院の有り方や法曹人口の適正化など制度そのものの見直しが求められている。

以上を踏まえ次の事項について質問する。

一 昨年、総務省により全国の法科大学院を抽出した実地調査を行う方針が示されていたが、その取り組み状況と、調査結果について示された。

二 法曹養成制度の中で、新司法試験を所管する法務省と、法科大学院を所管する文部科学省の縦割りが弊害となり、制度改革の妨げになっているとも言われる中、政府の認識を伺う。

三 司法制度改革の目玉であった新司法試験の合格者数三〇〇〇人が達成できていないどころか年々減少している現状について、法科大学院の乱立や低迷、指導内容、受講者の質の低下等が主な理由として挙げられているが、政府は合格者が減少している原因についてどのように分析し、どのような対策が必要と認識しているか示されたい。

四 昨年の新司法試験では、全法科大学院七四校のうち、合格率が全体の平均を上回ったのは一八校だけとなり、合格率の高い法科大学院と低迷する法科大学院の格差が一層目立つようになった。

文部科学省も乱立気味の法科大学院に対し、実績の乏しい大学院への補助金を減額し、再編を促す方針を示したことにより、新規学生募集の停止や統合する大学院も出てきた。政府としては今後も大学院の統廃合による淘汰を促していくことが、望ましいとお考えか、見解を伺う。

五 四に関連して、合格率の低い大学院では、社会人向けの働きながら通える夜間コースや、法学部出身者以外の人材を積極的に受け入れるなど、多様な人材を送り出すための取り組みとして、受け入れを行っている現実も存在する。

数字だけを見て補助金の廃止を決めるのは不公平でないかといった意見も出ているが政府の認識は如何。

六 法学部出身者向けの既修者コースの合格率が三五・四％に対し、それ以外の未修者コースは一六・二％と倍以上の開きがあり、社会人や他業種からの挑戦が厳しい状況にある。多様な人材を司法に取り入れることを目標とした司法制度改革の理念との矛盾について、政府はどのように受け止めているか見解を示されたい。

七 法曹改革により、従来の詰込み型教育から、実務的な教育内容に改められたが、司法試験対策に特化したような指導が認められていないため大学院だけでは不十分で予備校に頼る生徒も増えていると聞く。
新司法試験合格者数の低迷を踏まえ、大学院

での教育内容しかり、新司法試験の出題方式について、政府はどのように認識しているか見解を示されたい。

八 法曹人口の大幅拡大に伴い、弁護士人口がここ十年で一万人以上増加している中、弁護士の就職難が社会問題化している。従来であれば法律事務所に入所し、そこで知識や経験を蓄え、弁護士として一人前になっていくところ、就職難により法律事務所採用されず、即独立するケースやアルバイトで生計を立てる等、様々な面で不安定な状況下にある弁護士が増えていると承知している。弁護士の就職難について、政府はどのように認識し、対策が必要だと考えているか示されたい。

内閣衆質一八〇第六九号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出法科大学院改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出法科大学院改革に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の法科大学院の実地調査については、総務省において、平成二十三年一月から実施している「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改

革に関する政策評価」の一環として、全国七十四の法科大学院のうち三十八の法科大学院を抽出して教育の質の向上に係る取組等について調査を実施したものであり、現在、その結果を取りまとめているところである。

この調査結果等を踏まえて、当該政策評価の結果について、できる限り早期に取りまとめでまいりたい。

二について

法務省と文部科学省（以下「両省」という。）では、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三十九号。以下「連携法」という。）第二条の法曹養成の基本理念にのっとり、法曹の養成が両省等の連携の下に行われることを確保するため、協議会を設置するなど必要な施策を講じてきたところである。また、法曹の養成に関する制度の在り方については、両省において、平成二十二年に「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置して、法曹養成制度の問題点等の検証等を行い、その結果等を踏まえ、平成二十三年五月からは、内閣官房、総務省、法務省、財務省、文部科学省及び経済産業省の共催による「法曹の養成に関するフォーラム」において、必要な検討を行っているところであり、「縦割りが弊害となり、制度改革の妨げになっている」という御指摘は当たらないものと認識している。

三について

新司法試験の合格者数は、平成十八年が千九

人、平成十九年が千八百五十一人、平成二十年が二千六十五人、平成二十一年が二千四十三人、平成二十二年が二千七十四人、平成二十三年が二千六十三人であるところ、合格者は、司法試験委員会において、法曹となるべき能力の有無を判定するという観点から適切に決定されたものと認識しているが、合格者数がこのように推移している原因については、現時点で判断することは困難である。

いずれにしても、法科大学院教育及び司法試験を含む法曹の養成に関する制度の在り方については、二についてで述べた「法曹の養成に関するフォーラム」において、必要な検討を行っているところである。

四及び五について

法科大学院については、入学者における多様性の確保に配慮しつつ、入学者の質の確保や教育の質の向上等が求められているのであり、文部科学省においては、質の高い入学者の確保や修了者の司法試験の合格状況に課題がある法科大学院に対しては、引き続き、主体的な組織の見直しを促す必要があると考えている。

六について

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十五条第一項に規定する法学既修者以外の者（以下「法学未修者」という。）の司法試験の合格率は、法学既修者に比べて相当程度低い状況にあつて、その状況の改善が必要であると認識しており、文部科学省において

は、平成二十一年四月十七日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」において、法学未修者については、一年次における履修科目の登録の上限の標準を超えて、憲法等の基本的科目を履修できるようにすることが必要であると提言されたことを踏まえ、法科大学院を置く大学に対して通知を发出し、その旨の周知を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上に係る取組を促すなど、法学未修者の教育の充実に向けた措置を実施し、多様な人材の確保に努めているところである。

七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、司法試験法（昭和二十四年法律第四十号）第一条第一項は、司法試験について、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とするものと規定し、連携法第二条は、法科大学院において、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行い、司法試験において、このような法科大学院における教育との有機的連

携の下に、裁判官等となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うものと規定しており、司法試験は、司法試験委員会において、これらの規定を踏まえて適切に実施されているものと認識している。また、法科大学院における教育についても、同条の規定を踏まえて適切に実施されるべきものと認識しており、四及び五について述べたとおり、課題を抱えている法科大学院については、その状況の改善を図る必要があるものと考えている。

八について

司法修習終了直後に弁護士として登録されなかった者の割合は、近年、増加傾向にあり、司法修習終了者の法律事務所への就職が困難となってきたものと思われる。もっとも、そのような者も、数か月以内には、相当程度が弁護士として登録されるに至っていることに加え、法律事務所以外に就職する者も以前より増加していることから、現段階において、司法修習終了者の就職状況について評価を加えることは困難である。いずれにしても、これらの状況については、引き続き注視していく必要があるものと認識しており、二について述べた「法曹の養成に関するフォーラム」においても、司法修習終了者の就職を含めた法曹の活動領域の在り方について、必要な検討を行っているところである。

平成二十四年二月十三日提出
質 問 第 七 〇 号

自動車運転過失致死罪並びに危険運転致死罪が成立する要件等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

一 自動車運転過失致死罪並びに危険運転致死罪が成立する要件等に関する質問主意書

過失致死罪が成立する要件につき、説明されている。

二 危険運転致死の定義並びに危険運転致死罪が成立する要件につき、説明されたい。

三 昨年十月末、名古屋北区において当時十九歳だった男性がひき逃げされる事件が発生した。容疑者は無免許で、大量の飲酒をしていたと後に公判で供述していると承知するが、政府として、右の事件を承知し、その全容を把握しているか。

四 三の容疑者は、危険運転致死ではなく自動車運転過失の罪で起訴をされていると承知するが、三の事件の全容を考える時、右は妥当であるか。政府の見解如何。

五 三の事件に関し、犠牲となった男性の遺族が、名古屋地方検察庁に、三の容疑者の罪状を自動車運転過失致死罪ではなく危険運転罪に切り替えるよう、要請したと承知するが、政府として右を把握しているか。

六 名古屋地方検察庁として、三の事件のご遺族

と会い、五の要請を取り下げを求め、説得を試みたという事実はないか。

七 六で、あるのなら、検察庁としてそのようなことができる法的根拠は何か、更にそもそもなぜそのようなことをしたのか、その理由を説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一八〇第七〇号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出自動車運転過失致死罪並びに危険運転致死罪が成立する要件等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出自動車運転過失致死罪並びに危険運転致死罪が成立する要件等に関する質問に対する答弁書

一について

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死亡させた者については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一一条第二項の自動車運転過失致死罪が成立し得る。

二について

アルコール若しくは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって人を死亡させた者、その進行を制御することが困難な高速度で、若しくはその進行を制御する

技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死亡させた者、人若しくは車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人若しくは車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死亡させた者又は赤色信号若しくはこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死亡させた者については、刑法第二百八条の二の危険運転致死罪が成立し得る。

三から七までについて

御指摘の事件については、名古屋地方検察庁において、道路交通法違反(無免許運転並びに交通事故の場合の救護義務違反及び報告義務違反)及び自動車運転過失致死罪により起訴し、その後、道路交通法違反(酒気帯び運転)、道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反の各事実を追加する訴因及び罰条の変更が許可され、現在公判係属中であると承知しているが、その余のお尋ねについては、個別具体的な事件における証拠の内容や捜査機関の活動に関わる事柄であり、答弁を差し控えたい。

なお、一般論として申し上げれば、検察当局においては、法と証拠に基づいて適正な捜査・公判活動を行うとともに、被害者の御遺族に対しては、その心情に十分配慮しつつ対応しているものと承知している。

平成二十四年二月十三日提出
質 問 第 七 一 号

防衛省沖縄防衛局長による「講話」に関する再
質問主意書

提出者 浅野 貴博

防衛省沖縄防衛局長による「講話」に関する
再質問主意書

防衛省沖縄防衛局長の真部朗局長が、沖縄県宜野
湾市の市長選挙に関連し、同局の職員を集め、投
票を呼び掛ける「講話」を行っていたことが明らか
になった。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八〇第
三七号)を踏まえ、再質問する。

一 「講話」に関し、その趣旨や目的、過去の経
緯、または我が国の民主主義に与える影響等に
ついて、「前回答弁書」では「現在防衛省におい
てその事実関係を調査中である。」との答弁がな
されているのみである。右の防衛省における調
査は、誰の責任によりどのような方法で行われ
ているのか説明されたい。

二 一の調査はいつまでに終わられ、またその結
果は誰によりどのような方法で公表される予定
でいるのか説明されたい。

三 一の調査につき、田中直紀防衛大臣はどのよ
うな指示を出しているか。

四 一の調査は、透明性の高い形で行われている
か。政府の見解如何。

五 「前回答弁書」では「講話」に関し、「同局長は
沖縄防衛局職員に対する服務指導の一環として

行ったものと説明している」との答弁がなされ
ているが、右の「服務指導」は具体的にどのよう
なものがあるのか、詳細に説明されたい。

六 本年二月十二日、宜野湾市長選挙の開票が
なされ、前沖縄県議会議員の佐喜真淳氏が初当
選を果たした。右の選挙結果に対する政府の見
解如何。

七 六の選挙結果に対し、「講話」は何らかの影響
を及ぼしたか。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八〇第七一号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出防衛省沖縄防衛局長
による「講話」に関する再質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出防衛省沖縄防衛

局長による「講話」に関する再質問に対する

答弁書

一から四までについて

防衛省としては、御指摘の真部朗沖縄防衛局
長の講話(以下「局長講話」という。)を受け、防
衛大臣の指示の下、防衛省内部部局から沖縄防
衛局に複数の職員を派遣し、局長講話に関する
事実関係について同局関係職員から聞き取りを

行うとともに、自衛隊の隊員の業務の遂行をよ
り一層適正なものとするため、必要な調査及び
施策の検討を行う防衛省業務適正化委員会を防
衛大臣を委員長として開催し、これらの結果、
確認できた事実関係を衆議院予算委員会理事會
等に対し累次にわたり説明してきたところであ
る。現在も、防衛省として十分な説明責任を果
たすべく調査を継続しており、調査結果の公表
については、調査の進捗状況等を踏まえて適切
に判断してまいりたい。

五について

真部朗沖縄防衛局長は、平成二十四年二月三
日の衆議院予算委員会において、局長講話につ
いては、「公務員の在り方としての政治的な中
立性、公平性を保つこと」、「公務員としてで
きただけ国民の権利であるところの選挙権をきち
んと行使すること」の指導を「服務指導の一環と
して」行った旨答弁しているが、局長講話の事
実関係については、現在防衛省において調査中
である。

六及び七について

平成二十四年二月十二日に執行された宜野湾
市長選挙の結果は、宜野湾市民の民意の一つの
表れであると受け止めているが、局長講話が同
選挙に「何らかの影響を及ぼしたか」についてお
答えすることは困難である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正す
る法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正
する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法
律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第十六条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を
改正する法律(平成二十三年法律第 号)の

施行の日から平成二十六年三月三十一日までの
間においては、裁判官に対する報酬の支給に
当たっては、報酬月額(裁判官の報酬等に関す
る法律の一部を改正する法律(平成十七年法律
第百十六号)附則第二条の規定による報酬を含
む。)から、当該報酬月額に次の各号に掲げる裁
判官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じ
て得た額に相当する額を減ずる。

一 最高裁判所長官 百分の三十

二 最高裁判所判事及び東京高等裁判所長官
百分の二十

三 その他の高等裁判所長官 百分の十五
四 判事、一号から六号までの報酬を受ける判
事補及び前条に定める報酬月額の報酬又は一
号から十一号までの報酬を受ける簡易裁判所

判事
百分の十

及び十二号から十七号までの報酬を受ける簡

易裁判所判事 百分の八

り捨てるものとする。

附
則

する月の翌月の初日)から施行する。

理由

る理由である。

閣法第七九号)に関する報告書

議案の目的及び要旨

の級に応じた割合等の減額支給措置を講ずる

る。こととしている。

議案の修正議決理由

報告する。

成二十四年二月二十二日

法務委員長 小林 興起

衆議院議長 横路 孝弘殿

別紙

(小字及び―は修正)

裁判官の報酬等に関する法律〇の一部を改

正する法律

官の報酬等に関する法律の一部改正）

の一部を次のように改正する。

「五条中「九十八万九千円」を「九十八万四千円」に改める。

式を次のように改める。

別表(第一条関係)

[illegible]

十 二 号	二八八、二〇〇円
十 三 号	二七七、六〇〇円
十 四 号	二五三、八〇〇円
十 五 号	二四四、八〇〇円
十 六 号	二三四、三〇〇円
十 七 号	二二七、〇〇〇円

第二条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第十六条 裁判官の報酬等に関する法律^{〇等}の一部を改正する法律(平成二十三年法律^{〇等}第^{〇等}号)^{〇等}の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、裁判官に対する報酬の支給に当たっては、報酬月額(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十六号)附則第二条の規定による報酬を含む。)から、当該報酬月額に次の各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 最高裁判所長官 百分の三十
- 二 最高裁判所判事及び東京高等裁判所長官 百分の二十
- 三 その他の高等裁判所長官 百分の十五
- 四 判事、一号から六号までの報酬を受ける判事補及び前条に定める報酬月額の報酬又

は一号から十一号までの報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の^{九・七七}十

五 七号から十二号までの報酬を受ける判事補及び十二号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の^{七・七七}八

2 前項の規定により報酬の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中(平成二十二年法律第五十七号)を(平成二十四年法律第^〇号)に改め、「には」の下に「平成二十六年三月三十一日までの間において」を加え、同項第一号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第二号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・二」に改める。

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌々月の初日(公布の日が月の初日であるときは、^{翌月}公布の日^{その日})

の属する月の翌月の初日)から施行する。ただし、
第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第十条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第^〇号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、検察官に対する俸給の支給に当たつては、俸給月額(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十八号)附則第三条の規定による俸給を含む。)から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

第一号 この法律は、公布の日の属する月の翌々月の初日(公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月の翌月の初日)から施行する。ただし、附則第七条の規定は、この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第^〇号)の公布の日

- 一 検事総長 百分の二十
- 二 東京高等検察庁検事長 百分の十五
- 三 次長検事、その他の検事長、一号から十四号までの俸給を受ける検事及び前条に定める俸給月額の俸給又は一号から九号までの俸給を受ける副検事 百分の十
- 四 十五号から二十号までの俸給を受ける検事及び十号から十六号までの俸給を受ける副検事 百分の八
- 五 十七号の俸給を受ける副検事 百分の五

2 前項の規定により俸給の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日の属する月の翌々月の初日(公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月の翌月の初日)から施行する。ただし、附則第七条の規定は、この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第^〇号)の公布の日

のいずれか遅い日から施行する。

(檢察官の平均給与額に関する国家公務員災害補償法の適用の特例)

第二条 この法律の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(次条及び附則第四条において「特例期間」という。)においては、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条第四項の規定に基づき計算される檢察官の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかわらず、当該人事院規則において檢察官に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)とする。

第四条 特例期間においては、檢察官の給与に関する法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の適用の特例

第四条 特例期間においては、檢察官の給与に関する法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第七条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の適用については、同法第七条第二項中「同法第十九条」とあるのは「檢察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第三項」と、同法第十三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは

員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

「期末手当の額(これらの給与のうち、檢察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第八十条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「特例期間」を「この法律の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(次条において「特例期間」という。)」に改める。

附則第五条中「前三条」を「前二条」に改める。

附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前三条」に改める。

理由

一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められるに伴い、檢察官の俸給に関する臨時特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特例が定められることに伴い、検察官の俸給に
関する臨時特例を定める措置を講ずるものであ
り、その内容は、一般の政府職員について、平
成二十六年三月三十一日までの間、給与の支給
に当たって職務の級に応じた割合等の減額支給
措置を講ずることに伴い、検察官の俸給につい
ても、おおむねこれに準じて減額支給措置を講
ずるものである。

なお、この法律は、公布の日の属する月の
翌々月の初日（公布の日が月の初日であるとき
は、公布の日の属する月の翌月の初日）から施
行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、一般の政府職員の給与に関する臨時
特例が定められることに伴い、検察官の俸給に
関する臨時特例を定めるものであり、その措置
は妥当なものと認めるが、一般の政府職員の給

与と改定等に伴い、検察官の俸給月額額の改定を行
うこと等について、修正する必要があると認
め、別紙のとおり、これを修正議決すべきもの
と議決した次第である。

平成二十四年二月二十二日

法務委員長 小林 興起
衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

（小字及び一は衆議院修正）

検察官の俸給等に関する法律〇〇の一部を改
正する法律

（検察官の俸給等に関する法律の一部改正）

第一条 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十
六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「六十五万円を六十四万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）		俸 給 月 額	
区 分	職 名	一	二
検 事 長	検 事 長	一、四九五、〇〇〇円	一、四九五、〇〇〇円
次 長	次 長	一、三三三、〇〇〇円	一、三三三、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	一、三三八、〇〇〇円	一、三三八、〇〇〇円
そ の 他 の 検 察 官	そ の 他 の 検 察 官	一、二二二、〇〇〇円	一、二二二、〇〇〇円
一 号	一 号	一、一九八、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円
二 号	二 号	一、〇五五、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円
三 号	三 号	九八四、〇〇〇円	九八四、〇〇〇円
四 号	四 号	八三四、〇〇〇円	八三四、〇〇〇円

検 察 官										副 検 察 官									
事										事									
五 号	七二〇、〇〇〇円	六 号	六四六、〇〇〇円	七 号	五八五、〇〇〇円	八 号	五二六、〇〇〇円	九 号	四二六、九〇〇円	十 号	三九二、五〇〇円	十一 号	三六八、九〇〇円	十二 号	三四五、一〇〇円	十三 号	三三二、二〇〇円	十四 号	三〇六、四〇〇円
十五 号	二八八、二〇〇円	十六 号	二七七、六〇〇円	十七 号	二五三、八〇〇円	十八 号	二四四、八〇〇円	十九 号	二三四、三〇〇円	二十 号	二二七、〇〇〇円	一 号	五八五、〇〇〇円	二 号	五二六、〇〇〇円	三 号	四四四、七〇〇円	四 号	四二六、九〇〇円
五 号	三九二、五〇〇円	六 号	三六八、九〇〇円	七 号	三三二、二〇〇円	八 号	三〇六、四〇〇円	九 号	二八八、二〇〇円	十 号	二七七、六〇〇円	十一 号	二五三、八〇〇円	十二 号	二四四、八〇〇円	十三 号	二三四、三〇〇円	十四 号	二二七、〇〇〇円
十五 号	二二五、〇〇〇円	十六 号	二〇六、六〇〇円	十七 号	一九八、〇〇〇円	十八 号	一八四、〇〇〇円	十九 号	一七五、〇〇〇円	二十 号	一六六、〇〇〇円	一 号	一五七、〇〇〇円	二 号	一四八、〇〇〇円	三 号	一三九、〇〇〇円	四 号	一三〇、〇〇〇円

(検察官の給与に関する法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の適用の特例)

第四条 特例期間においては、検察官の給与に関する法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第七条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の適用については、同法第七条第二項中「同法第十九条」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第九号)第二条第三項」と、同法第十

三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(これらの給与のうち、検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第九号)第二条第三項」と、同法第十

三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(これらの給与のうち、検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第九号)第二条第三項」と、同法第十

三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(これらの給与のうち、検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第九号)第二条第三項」と、同法第十

たつて減することとされる額に相当する額を減じた額とする。」とする。

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案)

第七条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第八十条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「特例期間」を「この法律の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(次条において「特例期間」という。)」に改める。

附則第五条中「前三条」を「前二条」に改める。

附則第五条中「前三条」を「前二条」に改める。

附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前三条」に改める。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者

稲見 哲男

逢坂 誠二

石田 真敏

平井たくや

稲津 久

賛成者

野木 実外

二十七名

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 人事院の勧告に係る国家公務員の給与の改定(第二条―第八条)

第三章 国家公務員の給与の臨時特例(第九条―第二十二條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十三年九月三十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)等の特例を定めるものとする。

第二章 人事院の勧告に係る国家公務員の給与の改定

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律(以下「一般職給与法」という。)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「三万五千百円」を「三万四千九百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	

再任 用職以 外の 職員	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
	86	239,700	294,800	343,200	383,900					
	87	240,400	295,100	343,700	384,500					
	88	241,100	295,500	344,200	385,100					

	89	241,900	295,800	344,600	385,800						
	90	242,400	296,200	345,100	386,400						
	91	242,900	296,600	345,600	387,000						
	92	243,400	297,000	346,100	387,600						
	93	243,700	297,100	346,300	388,300						
	94		297,500	346,800							
	95		297,900	347,300							
	96		298,300	347,800							
	97		298,500	347,900							
	98		298,900	348,400							
	99		299,300	348,900							
	100		299,700	349,400							
	101		299,900	349,700							
	102		300,300	350,100							
	103		300,700	350,500							
	104		301,100	350,900							
	105		301,300	351,400							
	106		301,600	351,800							
	107		302,000	352,200							
	108		302,400	352,600							
	109		302,600	353,100							
	110		303,000	353,500							
	111		303,400	353,900							
	112		303,700	354,200							
	113		303,800	354,700							
	114		304,200								
	115		304,600								
	116		305,000								
	117		305,200								
	118		305,500								
	119		305,800								
	120		306,100								
	121		306,500								
	122		306,800								
	123		307,100								
	124		307,400								
	125		307,800								
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

ロ 行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100

再任 用職 員以 外の 職員	45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
	49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
	50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
	51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
	52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
	53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
	54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
	55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
	56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
	57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
	58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
	59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
	60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
	61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
	62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
	63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
	64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
	65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
	66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
	67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
	68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
	69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
	70	204,200	253,800	284,500	314,300	
	71	204,700	254,400	285,300	314,800	
	72	205,300	255,000	286,100	315,300	
	73	205,900	255,300	287,000	315,600	
	74	206,600	255,700	287,800	316,100	
	75	207,300	256,200	288,600	316,600	
	76	208,100	256,700	289,400	317,100	
	77	208,500	257,300	290,000	317,300	
	78	209,200	257,800	290,600	317,700	
	79	209,900	258,300	291,100	318,100	
	80	210,600	258,800	291,500	318,500	
	81	211,300	259,200	292,000	319,000	
	82	212,000	259,500	292,500	319,400	
	83	212,700	259,800	293,000	319,800	
	84	213,400	260,100	293,500	320,200	
	85	214,100	260,300	293,900	320,500	
	86	214,800	260,700	294,500	320,900	
	87	215,500	261,000	295,100	321,300	
	88	216,200	261,300	295,700	321,700	
	89	216,800	261,500	296,000	322,000	
	90	217,400	261,700	296,500	322,400	
	91	218,000	262,100	297,000	322,800	
	92	218,600	262,300	297,500	323,200	

	93	219,100	262,600	297,900	323,400	
	94	219,600	263,000	298,400	323,800	
	95	220,100	263,400	298,900	324,200	
	96	220,600	263,800	299,400	324,600	
	97	221,200	264,000	299,700	324,900	
	98	221,700	264,300	300,200	325,300	
	99	222,200	264,500	300,700	325,700	
	100	222,700	264,800	301,200	326,100	
	101	223,300	265,100	301,600	326,400	
	102	223,900	265,300	302,000		
	103	224,500	265,600	302,400		
	104	225,100	265,900	302,800		
	105	225,500	266,100	303,100		
	106	226,000	266,400	303,500		
	107	226,500	266,700	303,900		
	108	227,000	267,000	304,300		
	109	227,200	267,300	304,700		
	110	227,600	267,600	305,100		
	111	228,100	267,900	305,500		
	112	228,600	268,200	305,900		
	113	229,100	268,400	306,100		
	114	229,600	268,700	306,500		
	115	230,100	269,000	306,900		
	116	230,600	269,300	307,300		
	117	231,000	269,600	307,600		
	118	231,400	269,900	308,000		
	119	231,800	270,200	308,400		
	120	232,200	270,500	308,800		
	121	232,600	270,600	309,000		
	122		270,900	309,400		
	123		271,200	309,800		
	124		271,500	310,200		
	125		271,600	310,400		
	126		271,900	310,800		
	127		272,200	311,200		
	128		272,500	311,600		
	129		272,600	311,800		
	130		272,900	312,200		
	131		273,200	312,600		
	132		273,500	313,000		
	133		273,600	313,200		
	134		273,900			
	135		274,200			
	136		274,500			
	137		274,600			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)

職 員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	156,500	226,800	276,400	320,900	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	158,200	229,100	279,100	323,200	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	159,900	231,400	281,800	325,500	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	161,600	233,600	284,500	327,800	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	163,200	235,900	287,100	330,100	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	165,700	238,200	289,800	332,200	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	168,100	240,500	292,500	334,400	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	170,500	242,800	295,200	336,600	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	172,800	245,000	297,700	338,800	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	174,500	247,200	300,200	340,900	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	176,200	249,300	302,700	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	177,900	251,500	305,200	345,100	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	179,600	253,700	307,800	347,300	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	181,400	255,900	310,100	349,400	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	183,200	258,100	312,400	351,500	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	185,000	260,300	314,700	353,600	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	186,900	262,400	316,800	355,700	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	188,700	264,700	319,000	357,700	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	190,500	266,900	321,200	359,700	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	192,300	269,200	323,400	361,700	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	193,900	271,600	325,400	363,600	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	195,700	273,900	327,500	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	197,500	276,200	329,600	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	199,300	278,500	331,600	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	201,100	280,600	333,600	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	202,900	282,800	335,700	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	204,700	285,000	337,800	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	206,500	287,200	339,900	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	208,100	289,500	341,900	379,500	427,600	465,600	527,000	
	30	210,000	291,500	343,900	381,400	428,900	466,400	527,900	
	31	211,900	293,500	345,900	383,300	430,200	467,200	528,800	
	32	213,800	295,500	347,900	385,100	431,500	468,000	529,700	
	33	215,500	297,600	349,500	386,500	432,700	468,700	530,500	
	34	217,400	299,300	351,400	388,100	434,000	469,500	531,400	
	35	219,300	301,000	353,300	389,700	435,300	470,300	532,300	
	36	221,200	302,700	355,200	391,300	436,500	471,100	533,200	
	37	222,900	304,300	357,100	393,000	437,800	471,900	534,100	
	38	224,700	305,900	358,900	393,900	438,700	472,700	535,000	
	39	226,500	307,500	360,700	395,000	439,600	473,500	535,900	
	40	228,300	309,100	362,500	396,100	440,500	474,300	536,800	
	41	229,800	310,800	364,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	231,500	312,400	365,800	398,300	441,900	475,800		
	43	233,100	314,000	367,300	399,500	442,600	476,600		
	44	234,800	315,600	368,800	400,700	443,400	477,400		
再任 用職 員以 外の 職員	45	236,500	317,300	369,800	401,600	444,200	478,200		
	46	238,000	318,900	370,900	402,300	445,000			
	47	239,500	320,500	372,000	403,000	445,800			
	48	241,000	322,100	373,100	403,700	446,600			

	49	242,600	323,400	374,100	404,200	447,200			
	50	244,100	324,600	374,400	404,900	448,000			
	51	245,600	325,800	374,900	405,600	448,800			
	52	247,200	327,000	375,400	406,300	449,600			
	53	248,500	328,100	375,900	407,100	450,200			
	54	250,100	329,100	376,500	407,800	451,000			
	55	251,700	330,000	377,100	408,500	451,800			
	56	253,300	331,000	377,700	409,200	452,600			
	57	254,700	331,900	378,300	409,800	453,200			
	58	256,100	332,700	378,900	410,500	454,000			
	59	257,500	333,500	379,500	411,200	454,800			
	60	258,900	334,300	380,100	411,900	455,600			
	61	260,100	334,900	380,500	412,500	456,200			
	62	261,400	335,500	381,100	413,200				
	63	262,700	336,100	381,700	413,900				
	64	264,000	336,600	382,300	414,600				
	65	265,300	337,100	382,900	415,100				
	66	266,400	337,400	383,500	415,700				
	67	267,600	338,000	384,000	416,400				
	68	268,800	338,600	384,600	417,100				
	69	270,100	338,900	385,200	417,400				
	70	271,400	339,400	385,800	418,100				
	71	272,700	339,900	386,400	418,800				
	72	274,000	340,400	387,000	419,500				
	73	275,200	340,900	387,500	420,000				
	74	276,300	341,400	388,100	420,700				
	75	277,400	341,900	388,700	421,400				
	76	278,500	342,400	389,300	422,100				
	77	279,700	342,700	389,900	422,600				
	78	280,700	343,200	390,500					
	79	281,700	343,700	391,100					
	80	282,700	344,200	391,700					
	81	283,500	344,600	392,100					
	82	284,400		392,700					
	83	285,300		393,300					
	84	286,200		393,900					
	85	287,200		394,500					
	86	288,000		395,100					
	87	288,800		395,700					
	88	289,600		396,300					
	89	290,400		396,900					
	90	290,900							
	91	291,400							
	92	291,900							
	93	292,300							
再任用職員		208,300	242,900	286,700	319,400	361,600	395,400	447,500	529,500

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	464,600	529,500
	2	153,000	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	467,700	532,500
	3	154,500	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	470,800	535,700
	4	156,100	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	473,900	538,900
	5	157,700	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	476,900	542,100
	6	159,500	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	480,000	544,500
	7	161,300	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	483,100	547,000
	8	163,200	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	486,200	549,500
	9	165,000	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	489,100	552,000
	10	166,900	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	492,200	553,900
	11	168,800	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	495,300	555,700
	12	170,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	498,400	557,600
	13	172,500	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	501,200	559,400
	14	174,300	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	503,600	560,900
	15	176,100	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	506,000	562,400
	16	177,900	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200	508,400	563,900
	17	179,700	242,600	282,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	510,800	565,300
	18	183,800	244,300	284,200	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	512,300	566,500
	19	187,900	246,000	286,300	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	513,800	567,700
	20	191,900	247,700	288,400	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	515,300	568,900
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	516,500	570,100
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	518,000	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	519,500	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	521,000	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	522,300	
	26	204,700	257,400	300,400	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	523,400	
	27	206,400	258,700	302,400	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	524,600	
	28	208,100	260,100	304,400	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	525,800	
	29	209,700	261,300	306,200	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	527,000	
	30	211,100	262,600	308,100	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	527,900	
	31	212,500	263,900	310,000	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	528,800	
	32	213,900	265,200	311,900	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	529,700	
	33	215,200	266,500	313,900	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	530,500	
	34	216,400	267,800	315,800	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	531,400	
	35	217,600	269,100	317,700	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	532,300	
	36	218,800	270,300	319,600	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	533,200	
	37	219,800	271,500	321,500	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	534,100	
	38	221,000	272,900	323,300	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	535,000	
	39	222,200	274,300	325,100	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800	535,900	
	40	223,400	275,700	326,900	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	536,800	
	41	224,400	277,000	328,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	537,700	
	42	225,600	278,300	330,200	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000		
	43	226,800	279,600	331,600	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800		
	44	228,000	280,900	333,100	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600		
再任用職員以外の職員	45	229,100	282,100	334,400	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200		
	46	229,900	283,200	335,800	387,800	408,100	433,100	456,000			
	47	230,700	284,300	337,200	389,500	409,300	433,900	456,700			
	48	231,500	285,400	338,600	391,200	410,500	434,700	457,400			

49	232,100	286,400	339,600	392,800	411,800	435,300	458,100			
50	232,700	287,400	340,800	393,800	412,600	436,100	458,800			
51	233,400	288,400	342,000	394,800	413,400	436,900	459,500			
52	234,100	289,400	343,200	395,800	414,200	437,700	460,200			
53	234,500	290,200	344,300	397,100	414,700	438,300	460,900			
54	235,100	291,100	345,500	398,200	415,400	439,000	461,600			
55	235,600	292,000	346,700	399,400	416,100	439,700	462,300			
56	236,200	292,900	347,900	400,600	416,700	440,400	463,000			
57	236,600	293,700	349,000	401,900	417,500	441,000	463,700			
58	237,200	294,500	350,100	402,700	417,900	441,700	464,300			
59	237,800	295,300	351,200	403,500	418,500	442,400	465,000			
60	238,400	296,100	352,300	404,300	419,100	443,100	465,700			
61	239,100	297,000	353,000	404,800	419,700	443,800	466,400			
62	239,800	297,500	353,800	405,500	420,300	444,400				
63	240,500	298,000	354,600	406,200	420,900	445,000				
64	241,100	298,500	355,400	406,900	421,500	445,600				
65	241,500	299,000	356,000	407,300	422,100	446,100				
66	242,200		356,600	408,000	422,700	446,700				
67	242,900		357,100	408,700	423,300	447,300				
68	243,600		357,700	409,400	423,900	447,900				
69	244,300		358,300	409,900	424,400	448,600				
70	244,800		359,000	410,500	425,000	449,200				
71	245,300		359,700	411,100	425,600	449,800				
72	245,800		360,400	411,700	426,200	450,400				
73	246,200		360,900	412,300	426,600	451,000				
74			361,400	412,900	427,200	451,600				
75			362,000	413,500	427,800	452,200				
76			362,600	414,100	428,400	452,800				
77			363,200	414,600	428,900	453,500				
78			363,700	415,200	429,500					
79			364,100	415,800	430,100					
80			364,600	416,300	430,700					
81			364,800	416,700	431,200					
82			365,300	417,300	431,800					
83			365,800	417,900	432,400					
84			366,300	418,500	433,000					
85			366,600	419,000	433,600					
86				419,600						
87				420,200						
88				420,700						
89				421,300						
90				421,900						
91				422,500						
92				423,100						
93				423,700						
再任用職員	203,700	229,800	282,100	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	458,400	529,500

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	464,600	529,500
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	467,700	532,500
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	470,800	535,700
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	473,900	538,900
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	476,900	542,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	480,000	544,500
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	483,100	547,000
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	486,200	549,500
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	489,100	552,000
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	492,200	553,900
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	495,300	555,700
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	498,400	557,600
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	501,200	559,400
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	503,600	560,900
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	506,000	562,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200	508,400	563,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	510,800	565,300
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	512,300	566,500
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	513,800	567,700
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	515,300	568,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	516,500	570,100
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	518,000	
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	519,500	
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	521,000	
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	522,300	
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	523,400	
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	524,600	
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	525,800	
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	527,000	
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	527,900	
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	528,800	
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	529,700	
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	530,500	
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	531,400	
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	532,300	
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	533,200	
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	534,100	
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	535,000	
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800	535,900	
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	536,800	
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	537,700	
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000		
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800		
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600		
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200		
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000			
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700			
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400			

再任職員以外の職員	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400	
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000	
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600	
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100	
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700	
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300	
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900	
	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600	
	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200	
	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800	
	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400	
	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000	
	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600	
	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200	
	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800	
	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500	
	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500		
	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100		
	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700		
	81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200		
	82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800		
	83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400		
	84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000		
	85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600		
	86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600			
	87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200			
	88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700			
	89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300			
	90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900			
	91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500			
	92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100			
	93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700			
	94	302,800	327,000	354,000	388,600				
	95	304,100	328,400	355,500	389,200				
	96	305,400	329,800	357,000	389,800				
	97	306,500	331,000	358,400	390,300				
	98	307,700	332,300	359,600	390,900				
	99	308,900	333,600	360,700	391,500				
	100	310,100	334,900	361,900	392,100				
	101	311,300	336,300	363,100	392,500				
	102	312,400	337,400	364,200	393,100				
	103	313,500	338,600	365,400	393,700				
	104	314,600	339,800	366,600	394,300				

	105	315,400	340,900	367,800	394,600							
	106	316,000	342,000	368,400	395,100							
	107	316,600	343,100	369,000	395,600							
	108	317,300	344,200	369,600	396,100							
	109	317,800	345,400	370,300	396,400							
	110	318,400	346,400	370,900	396,900							
	111	319,000	347,400	371,500	397,400							
	112	319,600	348,400	372,100	397,900							
	113	320,400	349,300	372,600	398,200							
	114	321,100	350,300	373,200	398,700							
	115	321,800	351,300	373,800	399,200							
	116	322,600	352,300	374,400	399,700							
	117	323,200	353,400	374,800	400,100							
	118	324,000	354,000	375,400	400,600							
	119	324,800	354,600	376,000	401,100							
	120	325,600	355,200	376,600	401,600							
	121	326,200	355,700	376,700	402,000							
	122	326,700	356,200	377,300	402,500							
	123	327,200	356,700	377,900	403,000							
	124	327,700	357,200	378,500	403,500							
	125	328,000	357,700	379,000	403,900							
	126		358,200	379,500								
	127		358,700	380,000								
	128		359,200	380,500								
	129		359,600	380,800								
	130		360,100	381,300								
	131		360,500	381,800								
	132		361,000	382,300								
	133		361,200	382,600								
	134		361,700	383,100								
	135		362,200	383,500								
	136		362,700	384,000								
	137		363,000	384,300								
	138		363,400	384,800								
	139		363,900	385,300								
	140		364,400	385,800								
	141		364,700	386,100								
	142		365,200									
	143		365,700									
	144		366,200									
	145		366,500									
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	458,400	529,500

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、203,100円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	464,600	529,500
	2	153,100	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	467,700	532,500
	3	154,700	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	470,800	535,700
	4	156,400	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	473,900	538,900
	5	157,900	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	476,900	542,100
	6	159,800	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	480,000	544,500
	7	161,700	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	483,100	547,000
	8	163,700	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	486,200	549,500
	9	165,700	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	489,100	552,000
	10	167,700	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	492,200	553,900
	11	169,700	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	495,300	555,700
	12	171,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	498,400	557,600
	13	173,600	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	501,200	559,400
	14	175,600	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	503,600	560,900
	15	177,600	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	506,000	562,400
	16	179,600	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200	508,400	563,900
	17	181,500	242,600	282,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	510,800	565,300
	18	185,100	244,300	284,200	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	512,300	566,500
	19	188,700	246,000	286,300	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	513,800	567,700
	20	192,200	247,700	288,400	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	515,300	568,900
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	516,500	570,100
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	518,000	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	519,500	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	521,000	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	522,300	
	26	204,700	257,600	300,400	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	523,400	
	27	206,400	259,100	302,400	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	524,600	
	28	208,100	260,700	304,400	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	525,800	
	29	209,700	262,200	306,200	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	527,000	
	30	211,100	263,700	308,100	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	527,900	
	31	212,500	265,200	310,000	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	528,800	
	32	213,900	266,600	311,900	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	529,700	

再任 用職 員以 外の 職員	33	215,200	268,000	313,900	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	530,500
	34	216,600	269,500	315,800	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	531,400
	35	218,000	271,000	317,700	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	532,300
	36	219,400	272,400	319,600	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	533,200
	37	220,800	273,900	321,500	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	534,100
	38	222,200	275,400	323,300	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	535,000
	39	223,600	276,900	325,100	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800	535,900
	40	225,000	278,400	326,900	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	536,800
	41	226,200	280,000	328,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	537,700
	42	227,400	281,400	330,300	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000	
	43	228,600	282,800	332,000	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800	
	44	229,800	284,200	333,700	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600	
	45	231,100	285,500	335,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200	
	46	232,200	286,900	337,000	387,800	408,100	433,100	456,000		
	47	233,300	288,300	338,700	389,500	409,300	433,900	456,700		
	48	234,400	289,700	340,400	391,200	410,500	434,700	457,400		
	49	235,500	291,000	341,700	392,800	411,800	435,300	458,100		
	50	236,400	292,300	343,300	393,800	412,600	436,100	458,800		
	51	237,400	293,600	344,900	394,800	413,400	436,900	459,500		
	52	238,400	294,900	346,500	395,800	414,200	437,700	460,200		
	53	239,300	296,300	348,000	397,100	414,700	438,300	460,900		
	54	240,400	297,700	349,600	398,200	415,400	439,000	461,600		
	55	241,400	299,100	351,200	399,400	416,100	439,700	462,300		
	56	242,500	300,500	352,800	400,600	416,700	440,400	463,000		
	57	243,300	301,800	354,300	401,900	417,500	441,000	463,700		
	58	244,400	302,900	355,600	402,700	417,900	441,700	464,300		
	59	245,500	304,000	356,900	403,500	418,500	442,400	465,000		
	60	246,600	305,100	358,200	404,300	419,100	443,100	465,700		
	61	247,800	306,300	359,400	404,800	419,700	443,800	466,400		
	62	249,000	307,400	360,400	405,500	420,300	444,400			
	63	250,200	308,500	361,400	406,200	420,900	445,000			
	64	251,300	309,600	362,400	406,900	421,500	445,600			
	65	252,400	310,400	363,100	407,300	422,100	446,100			
	66	253,600	311,400	363,900	408,000	422,700	446,700			
	67	254,800	312,400	364,700	408,700	423,300	447,300			
	68	256,000	313,400	365,600	409,400	423,900	447,900			

	69	257,200	314,500	366,300	409,900	424,400	448,600				
	70	258,400	315,300	367,000	410,500	425,000	449,200				
	71	259,600	316,100	367,700	411,100	425,600	449,800				
	72	260,800	316,900	368,400	411,700	426,200	450,400				
	73	261,800	317,800	369,100	412,300	426,600	451,000				
	74	262,800	318,300	369,700	412,900	427,200	451,600				
	75	263,800	318,800	370,300	413,500	427,800	452,200				
	76	264,800	319,300	370,900	414,100	428,400	452,800				
	77	265,800	319,500	371,400	414,600	428,900	453,500				
	78	266,700	319,800	372,000	415,200	429,500					
	79	267,600	320,200	372,600	415,800	430,100					
	80	268,500	320,500	373,200	416,300	430,700					
	81	269,400	320,600	373,600	416,700	431,200					
	82	270,300	320,900	374,100	417,300	431,800					
	83	271,200	321,200	374,600	417,900	432,400					
	84	272,100	321,500	375,100	418,500	433,000					
	85	273,100	321,600	375,700	419,000	433,600					
	86	273,500	321,900	376,200	419,600						
	87	273,900	322,200	376,700	420,200						
	88	274,300	322,600	377,200	420,700						
	89	274,800	322,800	377,500	421,300						
	90		323,100	378,000	421,900						
	91		323,400	378,500	422,500						
	92		323,700	379,000	423,100						
	93		324,000	379,200	423,700						
	94		324,300	379,700							
	95		324,600	380,200							
	96		324,900	380,600							
	97		325,300	380,700							
	98		325,600	381,200							
	99		325,900	381,700							
	100		326,200	382,200							
	101		326,500	382,500							
再任用職員		210,700	238,000	285,100	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	458,400	529,500

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700	418,500	494,900
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200	421,100	496,800
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700	423,700	498,700
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200	426,300	500,600
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600	428,800	502,400
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800	431,300	503,800
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000	433,800	505,200
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200	436,300	506,600
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200	438,700	507,800
	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300	441,000	509,100
	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400	443,400	510,400
	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500	445,800	511,700
	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500	447,800	513,100
	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300	450,000	514,300
	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100	452,300	515,500
	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900	454,600	516,600
	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800	456,900	517,600
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900	459,200	518,800
	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000	461,500	520,000
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100	463,800	521,200
	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000	466,100	522,300
	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000	467,900	523,200
	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000	469,700	524,200
	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000	471,500	525,200
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800	472,900	526,200
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500	474,200	527,000
	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300	475,400	527,800
	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100	476,600	528,600
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,400	477,700	529,300
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,000	478,700	
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	427,600	479,800	
	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,300	481,000	
	33	229,500	276,100	328,300	390,700	430,900	481,800	
	34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,200	482,800	
	35	231,300	279,400	331,400	394,300	433,500	483,900	
	36	232,200	281,000	333,000	396,100	434,800	485,000	

再任職員以外の職員	37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,200	485,900
	38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,200	486,800
	39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,200	487,700
	40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,200	488,600
	41	236,800	288,000	341,000	403,500	439,600	489,400
	42	237,700	289,300	342,500	404,800	440,300	490,100
	43	238,600	290,500	344,000	406,100	441,000	490,800
	44	239,500	291,700	345,500	407,500	441,700	491,500
	45	240,400	293,000	347,100	409,000	442,400	492,100
	46	241,300	294,400	348,500	410,400	442,700	492,800
	47	242,200	295,800	349,900	411,800	443,300	493,500
	48	243,100	297,200	351,300	413,200	443,900	494,200
	49	243,700	298,700	352,600	414,600	444,500	494,500
	50	244,400	299,800	354,100	415,500	445,200	495,200
	51	245,100	300,900	355,600	416,400	445,900	495,900
	52	245,800	302,000	357,100	417,300	446,600	496,600
	53	246,200	303,200	358,500	417,500	447,300	497,200
	54	246,900	304,300	359,900	417,900	448,000	497,900
	55	247,500	305,400	361,300	418,400	448,700	498,600
	56	248,200	306,500	362,700	418,900	449,400	499,300
	57	248,800	307,700	363,700	419,500	449,800	499,900
	58	249,500	308,800	364,900	419,700	450,500	
	59	250,200	309,900	366,100	420,300	451,200	
	60	250,900	311,000	367,400	420,800	451,900	
	61	251,600	311,900	368,600	421,300	452,400	
	62	252,300	312,700	369,200	421,900	453,100	
	63	252,900	313,500	369,800	422,500	453,800	
	64	253,500	314,300	370,400	423,100	454,500	
	65	254,000	314,900	370,800	423,700	455,000	
	66	254,500	315,600	371,300	424,300	455,700	
	67	255,000	316,300	371,800	424,900	456,400	
	68	255,500	317,000	372,300	425,500	457,100	
	69	255,800	317,800	372,600	426,100	457,500	
	70			372,900	426,600	458,200	
	71			373,300	427,200	458,900	
	72			373,600	427,800	459,600	
	73			374,200	428,400	460,100	
	74			374,400	429,000		
	75			374,900	429,600		
	76			375,400	430,200		

77				375,900	430,900			
78				376,400	431,600			
79				376,900	432,300			
80				377,400	433,000			
81				378,000	433,500			
82				378,500	434,200			
83				379,000	434,900			
84				379,500	435,600			
85				379,900	436,000			
86				380,400	436,700			
87				380,900	437,400			
88				381,400	438,100			
89				381,900	438,300			
90				382,400				
91				382,900				
92				383,400				
93				383,900				
94				384,400				
95				384,900				
96				385,400				
97				386,000				
98				386,500				
99				387,000				
100				387,500				
101				388,100				
再任 用職 員		218,300	248,400	282,500	324,400	353,800	401,200	470,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,000	181,100	214,900	251,000	286,400	317,400
	2	139,000	183,300	216,600	252,900	287,900	319,300
	3	140,100	185,500	218,300	254,800	289,400	321,200
	4	141,100	187,700	220,000	256,700	290,900	323,100
	5	142,100	189,800	221,500	258,700	292,500	325,000
	6	143,400	191,700	223,200	260,700	293,900	326,800
	7	144,700	193,600	224,900	262,700	295,300	328,600
	8	146,000	195,500	226,600	264,700	296,700	330,400
	9	147,100	197,300	228,300	266,400	298,100	332,200
	10	148,600	198,900	230,100	268,300	299,400	333,900
	11	150,200	200,500	231,900	270,200	300,700	335,600
	12	151,700	202,100	233,700	272,100	302,000	337,300
	13	153,000	203,700	235,500	273,800	303,400	338,900
	14	154,500	205,300	237,300	275,400	304,500	340,600
	15	156,000	206,900	239,100	277,000	305,600	342,300
	16	157,600	208,500	240,900	278,600	306,700	344,000
	17	159,000	210,000	242,800	280,200	307,800	345,600
	18	160,700	211,400	244,900	281,700	308,900	347,300
	19	162,400	212,800	247,000	283,200	310,000	349,000
	20	164,100	214,200	249,100	284,700	311,100	350,700
	21	165,700	215,400	251,000	286,300	312,100	352,300
	22	167,600	216,800	252,900	287,800	313,200	353,900
	23	169,500	218,300	254,800	289,300	314,300	355,500
	24	171,400	219,800	256,700	290,800	315,400	357,100
	25	173,100	221,200	258,700	292,400	316,300	358,700
	26	174,900	222,600	260,700	293,800	317,200	360,300
	27	176,700	224,100	262,700	295,200	318,100	361,900
	28	178,500	225,600	264,700	296,600	319,000	363,500
	29	180,100	226,900	266,400	298,000	320,000	365,000
	30	182,200	228,500	268,300	299,300	320,900	366,400
	31	184,300	230,100	270,200	300,600	321,800	367,900
	32	186,400	231,600	272,100	301,900	322,700	369,400
	33	188,300	233,000	273,800	303,300	323,600	370,600
	34	190,200	234,500	275,400	304,400	324,500	371,800
	35	192,100	235,900	277,000	305,500	325,400	373,000
	36	194,000	237,300	278,600	306,600	326,300	374,200

再任職員以外の職員	37	195,800	238,600	280,200	307,700	327,200	375,600
	38	197,400	239,900	281,700	308,800	328,100	376,900
	39	199,000	241,300	283,200	309,900	329,000	378,200
	40	200,600	242,700	284,700	311,000	329,900	379,500
	41	202,000	243,800	286,300	312,000	330,700	380,600
	42	203,600	245,300	287,800	313,100	331,600	381,800
	43	205,200	246,800	289,300	314,200	332,500	383,000
	44	206,800	248,300	290,800	315,300	333,400	384,200
	45	208,300	249,600	292,400	316,200	334,300	385,200
	46	209,600	251,100	293,800	317,100	335,200	386,100
	47	210,900	252,500	295,200	318,000	336,100	387,300
	48	212,200	254,000	296,600	318,900	337,000	388,300
	49	213,600	255,500	298,000	319,800	337,600	389,300
	50	214,800	257,000	299,300	320,600	338,200	390,300
	51	216,000	258,500	300,600	321,400	338,800	391,300
	52	217,200	260,000	301,900	322,200	339,400	392,200
	53	218,500	261,300	303,300	322,800	340,100	393,300
	54	219,800	262,700	304,400	323,600	340,700	394,300
	55	221,100	264,100	305,500	324,400	341,300	395,300
	56	222,400	265,500	306,600	325,200	341,900	396,300
	57	223,500	266,700	307,700	325,800	342,300	397,300
	58	224,700	268,100	308,800	326,500	342,900	398,200
	59	225,900	269,500	309,900	327,200	343,500	399,100
	60	227,100	270,900	311,000	327,900	344,100	400,100
	61	228,300	272,200	312,000	328,500	344,300	400,700
	62	229,400	273,500	313,100	329,000	344,800	401,600
	63	230,400	274,800	314,200	329,500	345,200	402,500
	64	231,500	276,100	315,300	330,100	345,700	403,400
	65	232,300	277,500	316,200	330,500	345,900	404,000
	66	233,300	278,700	317,100	331,100	346,400	404,600
	67	234,300	279,900	318,000	331,700	346,800	405,200
	68	235,400	281,100	318,900	332,300	347,200	405,800
	69	236,500	282,100	319,800	332,700	347,700	406,500
	70	237,400	283,000	320,500	333,100	348,200	
	71	238,300	283,900	321,200	333,500	348,700	
	72	239,200	284,800	321,900	333,900	349,200	
	73	240,200	285,800	322,200	334,100	349,800	
	74	240,900	286,500	322,700	334,500	350,300	
	75	241,600	287,200	323,200	334,800	350,800	
	76	242,300	287,900	323,800	335,000	351,300	
	77	242,700	288,500	324,500	335,400	351,600	
	78	243,400	289,100	325,100	335,600	352,100	
	79	244,100	289,700	325,700	335,900	352,600	
	80	244,800	290,300	326,300	336,200	353,100	

	81	245,500	291,000	326,900	336,500	353,600	
	82	246,000	291,600	327,300	336,900	354,100	
	83	246,500	292,200	327,700	337,300	354,600	
	84	247,000	292,800	328,100	337,700	355,100	
	85	247,400	293,200	328,300	338,000	355,600	
	86		293,600	328,700	338,300	356,100	
	87		294,000	329,000	338,700	356,600	
	88		294,500	329,300	339,100	357,100	
	89		294,900	329,600	339,300	357,600	
	90		295,300	329,900	339,700		
	91		295,700	330,100	340,100		
	92		296,100	330,400	340,500		
	93		296,300	330,600	340,900		
	94		296,700	330,900	341,200		
	95		297,100	331,300	341,600		
	96		297,500	331,700	342,000		
	97		297,700	331,900	342,400		
	98		297,900	332,200	342,800		
	99		298,200	332,600	343,200		
	100		298,500	333,000	343,600		
	101		298,900	333,100	343,900		
	102		299,200	333,300	344,300		
	103		299,400	333,600	344,700		
	104		299,600	333,900	345,100		
	105		299,900	334,200	345,500		
	106			334,500	345,900		
	107			334,800	346,300		
	108			335,100	346,700		
	109			335,400	347,000		
	110			335,700			
	111			336,000			
	112			336,300			
	113			336,500			
再任用職員		213,100	227,700	233,600	256,100	285,100	316,000

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000	542,500
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	545,600
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	548,800
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	552,000
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	555,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	557,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	560,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	562,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	565,000
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	566,900
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	568,800
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	570,700
	13	231,700	300,200	357,500	437,200	572,500
	14	234,100	302,800	360,000	439,500	574,000
	15	236,500	305,300	362,600	441,900	575,500
	16	238,900	307,800	365,200	444,200	577,000
	17	241,100	310,200	367,900	446,600	578,500
	18	244,200	313,000	370,200	449,000	579,500
	19	247,300	315,800	372,500	451,400	580,500
	20	250,400	318,600	374,800	453,800	581,500
	21	253,500	321,200	377,000	456,300	582,600
	22	256,600	324,000	379,100	458,700	
	23	259,700	326,800	381,200	461,100	
	24	262,800	329,600	383,300	463,500	
	25	265,800	332,100	385,300	465,500	
	26	268,800	334,600	387,200	467,700	
	27	271,800	337,100	389,100	469,900	
	28	274,800	339,600	391,000	472,100	
	29	277,800	342,000	393,000	474,300	
	30	280,500	344,200	394,800	476,600	
	31	283,200	346,400	396,600	478,800	
	32	285,900	348,600	398,400	481,000	
	33	288,500	350,900	400,200	483,000	
	34	291,400	353,200	402,000	485,200	
	35	294,200	355,500	403,800	487,500	
	36	297,000	357,800	405,600	489,800	
	37	299,800	359,900	407,200	492,000	
	38	302,100	362,000	408,900	494,000	
	39	304,400	364,100	410,600	496,000	
	40	306,700	366,100	412,300	498,000	

再任職員以外の職員	41	308,900	368,100	413,700	500,100
	42	310,100	370,000	415,300	502,000
	43	311,300	371,900	416,900	503,900
	44	312,500	373,800	418,500	505,800
	45	313,600	375,800	419,900	507,800
	46	314,800	377,600	421,500	509,600
	47	316,000	379,400	423,100	511,500
	48	317,200	381,200	424,700	513,400
	49	318,200	383,100	426,300	515,200
	50	319,300	384,900	427,600	517,000
	51	320,400	386,700	428,900	518,900
	52	321,500	388,500	430,200	520,800
	53	322,700	389,900	431,000	522,700
	54	323,800	391,400	432,000	524,400
	55	324,900	392,900	432,900	526,100
	56	326,000	394,500	433,800	527,800
	57	327,100	395,900	434,800	529,500
	58	328,200	397,300	435,700	530,800
	59	329,300	398,800	436,700	532,100
	60	330,300	400,300	437,600	533,400
	61	331,400	401,700	438,500	534,700
	62	332,500	403,200	439,500	535,700
	63	333,600	404,700	440,600	536,700
	64	334,700	406,200	441,700	537,700
	65	335,700	407,200	442,600	538,500
	66	336,800	408,300	443,600	539,400
	67	337,900	409,400	444,600	540,300
	68	339,000	410,500	445,600	541,200
	69	340,000	411,500	446,600	542,100
	70	341,100	412,400	447,600	542,900
	71	342,200	413,300	448,600	543,800
	72	343,300	414,100	449,600	544,700
	73	344,000	415,000	450,700	545,600
	74	345,000	415,900	451,700	546,500
	75	346,000	416,700	452,700	547,400
	76	347,000	417,600	453,700	548,300
	77	348,100	418,300	454,600	549,200
	78	349,100	418,900	455,200	
	79	350,100	419,500	455,900	
	80	351,100	420,100	456,600	
	81	352,100	420,400	457,400	
	82	353,100	421,000	458,100	
	83	354,100	421,600	458,800	
	84	355,100	422,200	459,500	
	85	355,700	422,600	460,000	
	86	356,300	423,200	460,700	
	87	356,900	423,800	461,400	
	88	357,500	424,400	462,100	

	89	358,200	424,900	462,600		
	90	358,700	425,500			
	91	359,100	426,100			
	92	359,600	426,700			
	93	360,100	427,000			
	94	360,500	427,500			
	95	361,000	428,000			
	96	361,500	428,500			
	97	362,100	429,100			
	98	362,600	429,600			
	99	363,100	430,100			
	100	363,600	430,600			
	101	364,000	431,000			
	102	364,500	431,500			
	103	365,000	432,000			
	104	365,500	432,500			
	105	366,000	433,100			
	106	366,500				
	107	367,000				
	108	367,500				
	109	368,100				
	110	368,600				
	111	369,100				
	112	369,600				
	113	370,200				
	114	370,700				
	115	371,200				
	116	371,700				
	117	372,100				
	118	372,600				
	119	373,100				
	120	373,600				
	121	373,900				
	122	374,400				
	123	374,900				
	124	375,400				
	125	375,800				
	126	376,300				
	127	376,800				
	128	377,300				
	129	377,800				
再任用職員		285,600	297,400	319,700	405,400	542,500

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	171,100	205,800	265,400
	2	173,700	207,900	268,500
	3	176,300	210,000	271,600
	4	179,000	212,100	274,700
	5	181,700	214,000	277,800
	6	184,500	216,100	280,700
	7	187,300	218,200	283,600
	8	190,200	220,300	286,400
	9	193,100	222,500	289,100
	10	196,100	224,900	292,000
	11	199,000	227,300	294,900
	12	201,900	229,700	297,800
	13	204,600	231,900	300,200
	14	206,300	234,200	302,800
	15	208,000	236,500	305,300
	16	209,700	238,800	307,800
	17	211,400	241,200	310,400
	18	213,200	244,300	313,600
	19	215,000	247,400	316,800
	20	216,800	250,500	320,000
	21	218,700	253,500	323,000
	22	220,700	256,600	326,100
	23	222,700	259,700	329,200
	24	224,700	262,800	332,300
	25	226,500	265,800	335,500
	26	228,500	268,800	338,500
	27	230,500	271,800	341,500
	28	232,500	274,800	344,500
	29	234,300	277,800	347,400
	30	236,300	280,300	350,000
	31	238,300	282,800	352,600
	32	240,300	285,300	355,200
	33	242,300	287,700	357,800
	34	244,400	290,300	360,000
	35	246,500	292,800	362,300
	36	248,600	295,300	364,600
	37	250,600	297,600	366,900
	38	252,600	300,100	369,200
	39	254,600	302,600	371,500
	40	256,600	305,100	373,800
	41	258,400	307,500	376,100
	42	259,800	309,900	378,200
	43	261,200	312,300	380,300
	44	262,600	314,700	382,400

再任 用員以 外の 職員	45	263,900	316,900	384,400
	46	265,200	319,400	386,400
	47	266,400	321,900	388,400
	48	267,600	324,400	390,400
	49	268,700	326,900	392,200
	50	270,000	329,300	394,000
	51	271,300	331,600	395,800
	52	272,600	334,000	397,600
	53	273,800	336,300	398,800
	54	275,000	338,300	400,500
	55	276,200	340,300	402,200
	56	277,400	342,300	403,900
	57	278,500	344,300	405,400
	58	279,900	346,300	407,100
	59	281,300	348,300	408,800
	60	282,700	350,300	410,500
	61	283,900	352,200	412,000
	62	285,300	354,100	413,600
	63	286,700	356,000	415,200
	64	288,100	357,900	416,800
	65	289,300	359,900	418,200
	66	290,600	361,800	419,200
	67	291,900	363,700	420,200
	68	293,200	365,500	421,200
	69	294,600	367,200	422,200
	70	295,700	369,000	423,200
	71	296,800	370,800	424,300
	72	297,900	372,600	425,300
	73	299,100	374,200	426,000
	74	300,200	375,800	426,900
	75	301,300	377,400	427,900
	76	302,400	379,000	428,900
	77	303,300	380,700	429,900
	78	304,300	382,400	430,900
	79	305,300	384,100	431,900
	80	306,300	385,800	432,900
	81	307,100	387,400	433,600
	82	308,000	389,000	434,500
	83	308,900	390,600	435,400
	84	309,800	392,200	436,200
	85	310,600	393,300	437,200
	86	311,400	394,600	438,100
	87	312,200	396,000	439,000
	88	313,100	397,400	439,900
	89	314,000	398,700	440,700
	90	314,800	399,900	441,300
	91	315,600	401,000	441,900
	92	316,400	402,200	442,400
	93	317,100	403,200	442,900
	94	317,800	404,300	443,500
	95	318,500	405,400	444,100
	96	319,200	406,500	444,700

97	319,600	407,400	445,100
98	320,000	408,400	445,700
99	320,400	409,400	446,300
100	320,800	410,400	446,900
101	321,100	411,200	447,300
102	321,600	412,200	
103	322,000	413,200	
104	322,400	414,200	
105	322,800	414,900	
106	323,300	415,700	
107	323,800	416,600	
108	324,300	417,500	
109	324,700	418,500	
110	325,200	419,400	
111	325,700	420,300	
112	326,200	421,200	
113	326,500	422,000	
114	327,000	422,600	
115	327,500	423,200	
116	328,000	423,800	
117	328,300	424,300	
118	328,700	424,900	
119	329,200	425,500	
120	329,700	426,100	
121	330,000	426,300	
122	330,500	426,900	
123	331,000	427,500	
124	331,500	428,100	
125	331,700	428,500	
126	332,200		
127	332,700		
128	333,200		
129	333,400		
130	333,900		
131	334,400		
132	334,800		
133	335,000		
134	335,500		
135	336,000		
136	336,500		
137	336,800		
138	337,200		
139	337,600		
140	338,000		
141	338,500		
再任用職員	249,900	296,800	314,600

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	531,200
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	534,300
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	537,500
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	540,700
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	543,900
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	546,300
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	548,800
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	551,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	553,800
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100	555,600
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900	557,500
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700	559,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600	561,200
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400	562,600
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200	564,000
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000	565,400
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500	566,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100	567,500
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700	568,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300	569,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900	570,300
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500	
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100	
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700	
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100	
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600	
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200	
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700	
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200	
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800	
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400	
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000	
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300	
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800	
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300	
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800	

再任職員以外の職員	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
	74	262,600	321,400	393,000		
	75	264,000	322,500	393,700		
	76	265,400	323,600	394,400		
	77	266,500	324,700	395,200		
	78	267,800	325,700	395,800		
	79	269,100	326,700	396,500		
	80	270,400	327,700	397,200		

	81	271,800	328,800	397,900			
	82	273,100	329,600	398,600			
	83	274,400	330,300	399,300			
	84	275,700	331,100	400,000			
	85	276,900	331,700	400,500			
	86	278,200	332,200	401,200			
	87	279,500	332,700	401,900			
	88	280,800	333,200	402,600			
	89	281,900	333,500	403,000			
	90	283,100	334,000				
	91	284,300	334,500				
	92	285,500	335,000				
	93	286,600	335,300				
	94	287,600	335,800				
	95	288,600	336,300				
	96	289,600	336,800				
	97	290,200	337,400				
	98	291,100	337,900				
	99	292,000	338,400				
	100	292,900	338,900				
	101	293,800	339,400				
	102	294,500	339,900				
	103	295,200	340,400				
	104	295,900	340,900				
	105	296,700	341,400				
	106	297,200	341,900				
	107	297,700	342,400				
	108	298,200	342,900				
	109	298,400	343,500				
	110	298,800	344,000				
	111	299,100	344,500				
	112	299,400	345,000				
	113	299,800	345,600				
	114	300,100	346,100				
	115	300,400	346,600				
	116	300,700	347,100				
	117	301,000	347,600				
	118	301,400	348,100				
	119	301,800	348,600				
	120	302,200	349,100				
	121	302,500	349,500				
再任 用職 員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800	531,200

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	442,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800

別表第八口及びハを次のように改める。

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十三日 衆議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案及び同報告書

再任 用職 員以 外の 職員	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100	
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900	
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700	
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100	
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900	
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700	
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500	
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100	
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400		
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100		
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800		
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400		
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100		
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800		
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500		
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800		
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400		
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100		
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800		
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300		
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400			
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100			
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800			
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300			
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900			
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500			
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100			
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700			
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300			
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900			
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500			
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000			
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600			
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200			
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800			

	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500			
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100			
	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700			
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300			
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000			
	86		291,900	328,500	350,300				
	87		292,100	328,800	350,700				
	88		292,300	329,200	351,100				
	89		292,700	329,600	351,500				
	90		292,900	330,000	351,900				
	91		293,100	330,400	352,300				
	92		293,300	330,800	352,600				
	93		293,700	331,300	353,000				
	94		293,900	331,600	353,400				
	95		294,100	332,000	353,800				
	96		294,400	332,400	354,100				
	97		294,800	332,600	354,600				
	98		295,100	333,000	355,000				
	99		295,400	333,400	355,400				
	100		295,700	333,800	355,800				
	101		296,000	334,000	356,300				
	102		296,300	334,400	356,700				
	103		296,600	334,800	357,100				
	104		296,900	335,000	357,500				
	105		297,200	335,100	358,000				
	106			335,500					
	107			335,900					
	108			336,300					
	109			336,500					
	110			336,900					
	111			337,300					
	112			337,700					
	113			337,900					
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職 員 の 分 区	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800

官 報 (号 外)

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		

再任
用職
員以
外の
職員

89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		
119	297,800	329,900	364,800		
120	298,200	330,300	365,300		
121	298,500	330,500	365,700		
122	298,900	330,900	366,200		
123	299,300	331,300	366,700		
124	299,700	331,700	367,200		
125	299,900	331,900	367,600		
126	300,200	332,200			
127	300,600	332,600			
128	301,000	332,900			
129	301,200	333,000			
130	301,600	333,400			
131	302,000	333,800			
132	302,400	334,200			
133	302,600	334,500			
134	303,000	334,900			
135	303,400	335,300			
136	303,800	335,700			

	137	304,000	336,000					
	138	304,300	336,400					
	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	305,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					
	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900	339,400					
	147	307,300	339,800					
	148	307,700	340,200					
	149	307,900	340,500					
	150	308,200	340,900					
	151	308,500	341,300					
	152	308,800	341,700					
	153	309,200	342,000					
	154	309,500						
	155	309,700						
	156	310,000						
	157	310,400						
	158	310,700						
	159	311,000						
	160	311,300						
	161	311,700						
	162	312,000						
	163	312,300						
	164	312,600						
	165	313,000						
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)

別表第九から別表第十一までを次のように改める。

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000
	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,300
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	378,800
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,300
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	383,800
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	386,400
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,100
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	391,800
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	394,500
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,100
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	399,400
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	401,700
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,100
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,500	406,000
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,500	408,000
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,500	409,900
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,400	411,800
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,500	413,700
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,400	415,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,400	417,400
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,400	419,400
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,500	421,300
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,500	422,800
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,500	424,400
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,500	426,000
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,100	427,600
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	380,900	428,900
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	382,700	430,200
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	384,400	431,500
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	386,200	432,700
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	387,600	434,000
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	389,200	435,300
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	390,800	436,500

再任 用職 員以 外の 職員	37	202,700	260,100	310,900	349,400	392,400	437,800
	38	204,100	262,000	312,500	351,300	393,600	438,700
	39	205,500	263,900	314,100	353,200	394,800	439,600
	40	206,900	265,700	315,700	355,100	396,000	440,500
	41	208,100	267,400	317,300	357,000	397,100	441,100
	42	209,400	269,100	318,900	358,800	398,300	441,900
	43	210,700	270,800	320,500	360,600	399,500	442,600
	44	212,000	272,500	322,100	362,300	400,700	443,400
	45	213,100	274,200	323,400	364,200	401,400	444,200
	46	214,400	275,900	324,600	365,600	402,100	445,000
	47	215,700	277,600	325,800	367,100	402,800	445,800
	48	217,000	279,300	327,000	368,600	403,500	446,600
	49	218,100	280,900	328,100	369,700	404,200	447,200
	50	219,400	282,500	329,100	370,800	404,900	448,000
	51	220,700	284,100	330,000	371,900	405,600	448,800
	52	222,000	285,700	331,000	373,000	406,300	449,600
	53	222,900	287,400	331,900	374,000	407,100	450,200
	54	224,200	288,900	332,700	374,600	407,800	451,000
	55	225,400	290,400	333,500	375,400	408,500	451,800
	56	226,700	291,900	334,300	376,200	409,200	452,600
	57	227,700	293,500	334,900	377,100	409,800	453,200
	58	228,900	295,000	335,500	377,900	410,500	454,000
	59	230,100	296,500	336,100	378,700	411,200	454,800
	60	231,300	298,000	336,600	379,500	411,900	455,600
	61	232,500	299,300	337,100	380,400	412,500	456,200
	62	233,700	300,800	337,400	381,100	413,200	
	63	234,900	302,300	338,000	381,800	413,900	
	64	236,100	303,800	338,600	382,500	414,600	
	65	237,300	305,100	338,900	382,900	414,900	
	66	238,500	306,400	339,400	383,500	415,500	
	67	239,700	307,700	339,900	384,200	416,200	
	68	240,900	309,000	340,400	384,900	416,900	
	69	241,900	310,000	340,900	385,400	417,400	
	70	243,000	311,200	341,400	386,100	418,100	
	71	244,100	312,400	341,900	386,800	418,800	
	72	245,200	313,600	342,400	387,500	419,500	
	73	246,100	314,900	342,700	388,000	420,000	
	74	247,200	315,600	343,200	388,700	420,700	
	75	248,300	316,300	343,700	389,400	421,400	
	76	249,400	317,000	344,200	390,100	422,100	
	77	250,400	317,800	344,600	390,500	422,600	
	78	251,400	318,500	345,100	391,200		
	79	252,400	319,200	345,600	391,900		
	80	253,400	319,900	346,100	392,600		

官 報 (号 外)

平成二十四年二月二十三日 衆議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案及び同報告書

81	254,400	320,200	346,300	393,100
82	255,400	320,600	346,800	393,800
83	256,400	321,200	347,300	394,500
84	257,400	321,500	347,800	395,200
85	258,300	322,000	348,100	395,400
86	259,200	322,300	348,600	396,100
87	260,100	322,700	349,100	396,800
88	261,000	323,000	349,600	397,500
89	261,700	323,500	349,900	398,000
90	262,500	323,900	350,300	398,700
91	263,300	324,200	350,700	399,400
92	264,100	324,500	351,100	400,100
93	264,800	325,000	351,400	400,600
94	265,500	325,400		
95	266,100	325,800		
96	266,800	326,200		
97	267,500	326,600		
98	268,200	327,000		
99	268,900	327,400		
100	269,600	327,800		
101	270,100	328,100		
102	270,600	328,500		
103	271,100	328,800		
104	271,600	329,200		
105	271,700	329,600		
106	272,000	330,000		
107	272,300	330,400		
108	272,600	330,800		
109	273,000	331,200		
110	273,400	331,600		
111	273,800	332,000		
112	274,100	332,400		
113	274,400	332,800		
114	274,700	333,200		
115	275,000	333,600		
116	275,400	333,900		
117	275,700	334,000		
118	276,100	334,400		
119	276,500	334,800		
120	276,900	335,200		
121	277,100	335,400		
122	277,400			
123	277,800			
124	278,200			

	125	278,400					
	126	278,800					
	127	279,200					
	128	279,600					
	129	279,800					
	130	280,200					
	131	280,600					
	132	281,000					
	133	281,200					
	134	281,500					
	135	281,900					
	136	282,300					
	137	282,500					
	138	282,800					
	139	283,100					
	140	283,400					
	141	283,600					
	142	283,900					
	143	284,200					
	144	284,500					
	145	284,900					
	146	285,200					
	147	285,500					
	148	285,800					
	149	286,100					
	150	286,400					
	151	286,700					
	152	287,000					
	153	287,300					
再任用職員		199,600	243,100	257,700	291,900	319,100	361,600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 専門スタッフ職俸給表 (第六条関係)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	330,200	433,800	487,900
	2	332,300	438,200	493,600
	3	334,400	442,300	499,300
	4	336,500	446,500	504,800
	5	338,600	450,400	510,300
	6	340,700	454,300	515,600
	7	342,800	457,900	520,800
	8	344,900	461,500	525,700
	9	347,000	465,000	529,600
	10	349,100	468,400	532,500
	11	351,200	471,400	535,400
	12	353,300	474,200	538,100
	13	355,400	476,700	540,300
	14	357,400	479,100	542,400
	15	359,400	481,200	544,200
	16	361,400	483,000	546,000
	17	363,200	484,400	547,700
	18	365,100	485,800	549,300
	19	366,900	487,200	550,900
	20	368,700	488,600	552,500
	21	370,600	490,000	554,100
	22	372,500	491,300	
	23	374,400	492,600	
	24	376,300		
	25	378,200		
	26	380,000		
	27	381,800		
	28	383,600		
	29	385,000		
	30	386,700		
	31	388,400		
	32	390,000		
	33	391,800		
	34	393,100		
	35	394,600		
	36	396,100		
再任	37	397,600		
用職	38	398,700		
員以	39	399,800		
外の	40	400,900		
職員				

41	401,900		
42	403,000		
43	404,100		
44	405,200		
45	406,000		
46	406,600		
47	407,200		
48	407,800		
49	408,300		
50	408,900		
51	409,500		
52	410,100		
53	410,700		
54	411,300		
55	411,900		
56	412,500		
57	412,900		
58	413,400		
59	413,900		
60	414,400		
61	414,900		
62	415,400		
63	415,800		
64	416,300		
65	416,600		
66	417,100		
67	417,600		
68	418,100		
69	418,600		
70	419,100		
71	419,600		
72	420,100		
73	420,600		
74	421,100		
75	421,600		
76	422,100		
77	422,600		
再任 用職 員	328,600	431,800	487,700

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸 給 月 額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

備考 この表は、事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸 給 月 額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

(二) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特

例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号。以下「任期付職員法」という。)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸 給 月 額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

(二) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

第五条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「には」の下に、「平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)(うち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった

日)以後に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、同項第二号中「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百二十二万八千円」を

「百二十二万二千円」に改め、同項第二号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に改め、同項第三号中「百二十万四千円」を「百十九万八千円」に、「百六万円」を「百五万五千円」に改め、同条第三項中「百五十万三千円」を「百四十九万五千円」に、「百四十四万四千円」を「百四十三万四千円」に、「七十八万円」を「七十七万六千円」に改める。

第四条第二項中「三万五千百円」を「三万四千九百円」に、「六万七千七百円」を「六万七千三百円」に改める。
附則第三項中「九十一万八千円」を「九十一万三千円」に改める。

別表第一俸給月額欄中「二、〇六〇、〇〇〇円」を「二、〇五〇、〇〇〇円」に、「二、五〇三、〇〇〇円」を「二、四九五、〇〇〇円」に、「二、四四一、〇〇〇円」を「二、四三四、〇〇〇円」に、「二、二三八、〇〇〇円」を「二、二二

二、〇〇〇円」に、「一、二〇四、〇〇〇円」を「二、一九八、〇〇〇円」に、「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「九三六、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額欄中「一、二〇四、〇〇〇円」を「一、一九八、〇〇〇円」に、「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「九三六、〇〇〇円」を「九三一、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額欄中「五九八、〇〇〇円」を「五九五、二〇〇円」に、「五六六、三〇〇円」を「五六三、六〇〇円」に、「五三五、二〇〇円」を「五三三、九〇〇円」に、「五〇二、六〇〇円」を「五〇〇、五〇〇円」に、「四七一、三〇〇円」を「四六九、五〇〇円」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第七条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を削り、「第二十七条の三第二項中」を「同項中」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職 員 の 区 分	職務の級	1	級 2
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円
	1	192,800	330,600
	2	194,500	332,900
	3	196,200	335,200
	4	197,900	337,500
	5	199,700	339,800
	6	201,400	342,100
	7	203,100	344,400
	8	204,800	346,700
	9	206,600	348,900
	10	208,500	351,100
	11	210,400	353,300
	12	212,300	355,500
	13	214,000	357,700
	14	216,000	359,700
	15	218,000	361,800
	16	220,000	363,900
	17	221,900	365,900
	18	224,600	367,900
	19	227,300	369,900
	20	230,000	371,900
	21	232,800	374,000
	22	235,700	376,000
	23	238,600	378,000
	24	241,500	380,000
	25	244,300	381,600
	26	247,100	383,500
	27	249,900	385,400
	28	252,700	387,300
	29	255,500	389,200
	30	258,100	391,200
	31	260,700	393,200
	32	263,300	395,200
	33	265,700	397,100
	34	268,300	398,800
	35	270,800	400,500
	36	273,300	402,300
	37	275,800	403,500
	38	278,400	405,000
	39	281,000	406,400
	40	283,600	407,900
	41	286,100	409,600
	42	288,700	411,000
	43	291,200	412,400
	44	293,700	414,000
	45	296,000	415,700
	46	298,700	417,000
	47	301,400	418,600
	48	304,100	420,200
	49	306,600	421,900

再任用職員以外の職員	50	309,100	423,300
	51	311,600	424,900
	52	314,100	426,500
	53	316,500	428,200
	54	318,700	429,700
	55	320,900	431,300
	56	323,100	432,900
	57	325,400	434,500
	58	327,600	436,100
	59	329,800	437,600
	60	331,900	439,200
	61	334,100	440,800
	62	336,300	442,400
	63	338,500	443,900
	64	340,700	445,500
	65	342,900	447,200
	66	345,100	448,700
	67	347,300	450,300
	68	349,500	451,900
	69	351,500	453,500
	70	353,600	455,100
	71	355,700	456,700
	72	357,800	458,300
	73	359,600	459,800
	74	361,500	460,800
	75	363,500	461,800
	76	365,400	462,800
	77	367,400	463,600
	78	369,100	
	79	370,800	
	80	372,500	
	81	374,200	
	82	375,700	
	83	377,200	
	84	378,700	
	85	379,800	
	86	381,200	
	87	382,600	
	88	384,000	
	89	385,300	
	90	386,600	
	91	387,900	
	92	389,200	
	93	390,600	
	94	391,800	
	95	393,100	
	96	394,400	
	97	395,800	
	98	396,800	
	99	397,900	
	100	399,000	
	101	399,900	
	102	400,900	
	103	402,000	
	104	403,100	

官 報 (号 外)

	105	403,900	
	106	404,900	
	107	405,900	
	108	406,900	
	109	407,800	
	110	408,700	
	111	409,600	
	112	410,500	
	113	411,100	
	114	411,900	
	115	412,700	
	116	413,500	
	117	414,300	
	118	415,100	
	119	415,800	
	120	416,600	
	121	417,200	
	122	417,700	
	123	418,200	
	124	418,700	
	125	419,100	
	126	419,600	
	127	420,100	
	128	420,600	
	129	421,000	
	130	421,500	
	131	422,000	
	132	422,500	
	133	422,900	
	134	423,400	
	135	423,900	
	136	424,400	
	137	424,800	
再 任 用 職 員		277,500	335,400

平成二十四年二月二十三日 衆議院会議録第六号 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案及び同報告書

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

階級	職員の区分	号	陸海空		陸海空		1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	准陸尉	陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士
			陸海空	陸海空	陸海空	陸海空														
1	陸海空	720,000	720,000	521,700	470,200	456,600	400,500	346,700	319,000	269,900	244,000	226,000	227,300	221,500	221,300	212,700	189,600	174,300	159,500	174,300
2	陸海空	776,000	776,000	525,100	473,300	458,700	403,400	349,400	321,300	272,000	246,000	237,000	229,500	223,700	223,500	214,900	192,600	176,200	161,300	176,200
3	陸海空	834,000	834,000	528,500	476,400	460,800	406,300	352,100	323,600	274,100	248,000	238,000	231,900	225,900	225,700	217,100	195,600	178,100	163,900	178,100
4	陸海空	912,000	912,000	531,900	479,500	462,900	409,200	354,800	325,900	276,200	250,000	239,000	236,100	228,100	227,900	219,300	198,600	180,000	164,300	180,000
5	陸海空	984,000	984,000	535,100	482,600	471,900	414,900	357,300	328,000	278,200	252,100	240,900	238,000	230,200	232,000	220,100	204,300	181,800	167,600	181,800
6	陸海空	1,056,000	1,056,000	538,400	485,700	474,800	418,800	360,200	330,500	282,200	256,300	241,900	239,900	234,100	235,900	223,500	209,900	185,700	169,600	185,700
7	陸海空	1,129,000	1,129,000	541,700	488,900	478,000	421,700	363,100	333,000	282,200	256,300	241,900	239,900	234,100	235,900	223,500	209,900	185,700	169,600	185,700
8	陸海空	1,198,000	1,198,000	545,000	491,900	481,000	424,600	366,000	335,500	284,200	258,400	243,800	241,800	236,000	238,000	227,900	209,500	187,600	170,000	187,600
9	陸海空	548,200	548,200	495,000	423,200	399,000	337,900	286,100	260,400	244,000	243,800	243,800	243,800	238,000	237,600	230,100	212,200	189,600	185,800	230,100
10	陸海空	550,900	550,900	497,600	426,000	371,700	340,500	287,600	262,400	246,000	245,800	245,800	245,800	240,600	239,800	232,900	214,300	191,900	186,900	232,900
11	陸海空	553,600	553,600	500,600	428,800	374,400	343,100	289,500	264,400	248,000	246,000	246,000	246,000	241,400	240,600	233,900	216,400	194,200	188,000	233,900
12	陸海空	556,300	556,300	503,400	431,600	377,100	346,100	291,200	265,400	249,000	248,000	248,000	248,000	243,800	243,000	237,800	218,500	196,500	189,000	237,800
13	陸海空	558,800	558,800	506,000	434,400	379,800	348,100	292,900	268,400	252,000	249,000	249,000	249,000	244,000	243,200	238,600	220,700	198,700	190,000	238,600
14	陸海空	562,000	562,000	508,800	436,900	382,500	350,600	294,900	269,900	254,000	250,000	250,000	250,000	244,800	244,000	239,800	222,700	201,200	203,700	244,800

57				534,000	495,300	489,800	440,300	383,400	353,500	321,400	328,800	322,800	322,500	314,100	295,000
58					496,200	470,800	441,300	385,300	355,600	323,400	330,800	324,600	324,300	315,800	296,500
59					497,100	471,800	442,300	387,200	357,600	325,400	332,800	326,400	326,100	317,500	298,000
60					498,000	472,800	443,300	389,100	359,200	327,400	334,800	328,200	327,900	319,200	299,500
61					499,000	473,700	444,200	391,000	361,000	329,300	336,700	330,100	329,700	320,700	300,900
62					499,900	474,700	445,200	392,800	362,800	330,300	338,700	332,100	331,600	322,300	302,200
63					500,800	475,700	446,200	394,600	364,500	331,300	340,700	333,500	333,500	323,500	303,500
64					501,700	476,700	447,200	396,400	366,400	332,300	342,700	334,500	335,400	324,800	304,800
65					502,700	477,600	448,100	398,300	368,100	333,300	344,700	335,500	337,200	326,100	306,100
66					503,600	478,500	449,000	400,100	370,000	334,200	346,500	336,500	338,900	327,500	307,300
67					504,500	479,400	450,000	401,900	371,900	335,100	348,300	337,500	340,600	328,500	308,500
68					505,400	480,300	449,700	403,700	373,800	336,000	349,200	338,400	341,500	329,700	309,700
69					506,400	481,000	450,400	405,100	375,500	336,900	351,800	345,100	344,000	333,100	310,800
70					507,300	481,900	451,300	406,400	377,400	337,800	353,600	346,900	345,800	334,600	311,700
71					508,200	482,800	452,200	407,700	379,300	338,700	355,400	348,700	347,600	336,100	312,600
72					509,100	483,700	453,100	409,000	381,200	339,600	357,200	350,500	349,400	337,600	313,500
73					510,100	484,500	453,800	410,400	382,900	340,500	359,100	352,300	351,000	339,200	314,300
74					511,000	485,400	454,700	411,600	384,800	341,400	360,900	354,100	352,800	340,700	
75					511,900	486,300	455,600	412,800	386,700	342,300	362,700	355,900	354,600	342,200	
76					512,800	487,200	456,500	414,000	388,600	343,200	364,500	357,700	356,400	343,700	
77					513,800	488,100	457,300	415,000	390,300	344,100	366,300	359,300	358,000	345,000	
78					514,700	489,000	458,100	416,100	392,100	345,000	368,100	361,100	359,800	346,500	
79					515,600	489,900	458,900	417,200	393,900	345,900	369,900	362,900	361,600	348,000	
80					516,500	490,800	459,700	418,300	395,700	346,800	371,700	364,700	363,400	349,500	
81					517,500	491,600	460,300	419,400	397,200	347,600	373,200	366,200	364,700	351,000	
82					492,400	461,200	420,200	420,200	398,800	378,200	374,800	367,800	366,200	352,000	
83					493,200	462,100	421,000	421,000	400,400	380,000	376,400	369,400	367,700	354,200	
84					494,000	463,000	421,800	421,800	402,000	381,800	378,000	371,000	369,200	355,800	
85					494,700	463,700	422,600	422,600	403,500	383,500	379,400	372,500	370,700	356,900	
86					495,500	464,500	423,400	423,400	404,300	385,300	380,900	374,000	372,100	358,200	
87					496,300	465,300	424,200	424,200	405,100	386,100	382,300	375,500	373,500	359,500	
88					497,100	466,100	425,000	425,000	407,400	388,600	383,900	377,000	374,900	360,800	
89					498,100	467,100	425,700	425,700	408,700	390,100	385,400	378,500	376,300	362,000	
90					499,000	468,000	426,600	426,600	409,900	391,600	387,000	379,900	377,900	363,300	
91					499,900	468,700	427,500	427,500	411,100	393,100	388,600	381,700	379,500	364,600	
92					500,800	469,500	428,400	428,400	412,300	394,600	390,200	383,300	381,100	365,900	
93					501,500	470,200	429,400	429,400	413,600	396,200	391,700	384,700	382,800	367,200	
94					502,400	471,100	430,200	430,200	414,500	397,800	393,400	386,400	384,300	368,400	
95					503,300	472,000	431,000	431,000	415,400	399,400	395,100	388,100	385,800	369,600	
96					504,200	472,900	431,800	431,800	416,300	401,000	396,800	389,800	387,300	370,800	
97					504,900	473,600	432,700	432,700	417,300	402,400	398,300	391,300	388,900	372,000	
98					474,500	433,500	418,200	418,200	403,800	399,600	392,600	390,100	391,000	373,000	
99					475,400	434,300	419,100	419,100	405,000	400,900	393,500	391,900	392,100	374,000	
100					476,300	435,100	420,000	420,000	406,200	402,000	394,600	393,200	392,500	375,000	
101					477,000	435,900	421,000	421,000	407,900	403,500	396,500	395,500	393,600	376,000	
102					477,900	436,700	421,900	421,900	408,900	404,600	397,600	396,600	394,500	377,000	
103					478,800	437,500	422,800	422,800	409,900	405,700	398,700	397,700	395,400	378,000	
104					479,700	438,300	423,700	423,700	410,900	406,800	399,800	398,800	396,300	379,000	
105					480,400	439,000	424,400	424,400	411,900	407,800	400,800	399,700	397,200	380,000	
106					439,800	425,300	412,900	412,900	408,900	401,900	398,000	396,000	395,000	381,500	
107					440,600	426,200	413,800	413,800	409,800	402,800	399,900	397,900	396,000	382,400	
108					441,400	427,100	414,700	414,700	410,900	403,700	400,800	398,800	397,000	383,300	
109					442,000	428,100	415,600	415,600	412,000	404,600	401,700	399,700	398,000	384,200	
110					442,900	429,000	416,500	416,500	413,100	405,500	402,600	400,600	399,000	385,100	
111					443,800	429,900	417,400	417,400	414,100	406,400	403,500	401,500	400,000	386,000	
112					444,700	430,800	418,300	418,300	415,100	407,300	404,400	402,400	401,000	386,900	
113					445,400	431,500	419,000	419,000	416,000	408,000	405,300	403,300	402,000	387,800	
114					446,200	432,200	420,700	420,700	417,100	409,600	406,000	404,000	403,000	388,700	
115					447,000	432,900	421,400	421,400	418,200	410,700	407,100	405,100	404,200	389,600	
116					447,800	433,600	422,100	422,100	419,300	411,600	408,000	406,000	405,200	390,500	
117					448,700	434,400	423,000	423,000	420,200	412,500	409,000	407,000	406,200	391,400	
118					449,500	435,200	423,800	423,800	421,000	413,300	410,000	408,000	407,200	392,300	
119					450,300	436,000	424,600	424,600	421,900	414,200	410,900	409,000	408,200	393,200	
120					451,100	436,800	425,400	425,400	422,800	415,100	411,800	410,000	409,200	394,100	
121					452,000	437,700	426,300	426,300	423,700	416,000	412,700	411,000	410,000	395,000	
122					452,800	438,500	427,000	427,000	424,600	416,900	413,600	412,000	411,000	395,900	

123							453,600	439,300	428,800	425,800	417,800	413,100													
124							454,400	440,100	429,600	426,700	418,700	414,000													
125							455,200	440,900	430,400	427,500	419,600	414,700													
126							456,000	441,700	431,200	428,400	420,500	415,600													
127							456,800	442,500	432,000	429,300	421,400	416,500													
128							457,600	443,300	432,800	430,200	422,300	417,400													
129							458,500	444,200	433,600	430,900	423,000	418,100													
130								445,000	434,500	431,700	423,900														
131								445,800	435,400	432,500	424,800														
132								446,600	436,300	433,300	425,700														
133								447,500	437,000	434,200	426,400														
134								448,300	437,800	435,100	427,300														
135								449,100	438,600	436,000	428,200														
136								449,900	439,400	436,900	429,100														
137								450,800	440,300	437,600	429,800														
138									441,100	438,500	430,600														
139									441,900	439,400	431,400														
140									442,700	440,300	432,200														
141									443,500	441,000	432,900														
142									444,300	441,900															
143									445,000	442,800															
144									446,000	443,700															
145									446,900	444,400															
再任用職員							514,400	470,600	454,800	398,700	359,300	340,900	307,900	288,700	282,900	282,700	276,100	272,300	264,100	246,900					

備考一 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の口欄に定める額の俸給を支給するものとする。

二 この表の陸将補、海将補及び空将補の口欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考一の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

三 この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の口欄又は口欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

四 退職の日に昇任した職員（その者の事情により引続き勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「には」の下に、「平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「に規定する特定職員にあつては」を「の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された者を除く。及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。)(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、五十歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となつた日)以後に改め、同項第一号中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、同項第二号中「百分の九十

九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同項第三号中「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

附則第十六条第二項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改める。

第三章 国家公務員の給与の臨時特例
(一般職給与法の特例)

第九条 この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)に対する俸給月額(平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額(同条の規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表		職務の級又は号俸	割合
行政職俸給表(一)		二級以下	百分の四・七七
		三級から六級まで	百分の七・七七
		七級以上	百分の九・七七
行政職俸給表(二)		三級以下	百分の四・七七
		四級以上	百分の七・七七
専門行政職俸給表		一級	百分の四・七七
		二級から四級まで	百分の七・七七
		五級以上	百分の九・七七
税務職俸給表		二級以下	百分の四・七七
		三級から六級まで	百分の七・七七
		七級以上	百分の九・七七
公安職俸給表(一)		三級以下	百分の四・七七
		四級から七級まで	百分の七・七七
		八級以上	百分の九・七七
公安職俸給表(二)		二級以下	百分の四・七七
		三級から六級まで	百分の七・七七
		七級以上	百分の九・七七
海事職俸給表(一)		二級以下	百分の四・七七
		三級から五級まで	百分の七・七七
		六級以上	百分の九・七七
海事職俸給表(二)		三級以下	百分の四・七七
		四級以上	百分の七・七七
教育職俸給表(一)		一級	百分の四・七七
		二級及び三級	百分の七・七七
		四級以上	百分の九・七七

教育職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級	百分の七・七七
研究職俸給表	二級以下	百分の四・七七
	三級及び四級	百分の七・七七
医療職俸給表(一)	五級以上	百分の九・七七
	一級	百分の四・七七
医療職俸給表(二)	二級	百分の七・七七
	三級以上	百分の九・七七
医療職俸給表(三)	二級以下	百分の四・七七
	三級から七級まで	百分の七・七七
福祉職俸給表	八級	百分の九・七七
	二級以下	百分の四・七七
専門スタッフ職俸給表	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級	百分の九・七七
指定職俸給表	一級	百分の四・七七
	二級以上	百分の七・七七
	一級	百分の七・七七
	二級以上	百分の九・七七
	二級以上	百分の七・七七
	全ての号俸	百分の九・七七

2 特例期間においては、一般職給与法に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額

二 専門スタッフ職調整手当 当該職員の専門スタッフ職調整手当の月額に当該職員の支給

減額率を乗じて得た額

三 地域手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額

四 広域異動手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異

動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に百分の十を乗じて得た額

五 研究員調整手当 当該職員の俸給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する研究員調整手当の月額に百分の十を乗じて得た額

六 特勤勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特勤勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

七 特勤勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特勤勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

八 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額

九 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額

十 一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 一般職給与法第二十三条第一項 前項及び前各号に定める額

ロ 一般職給与法第二十三条第二項又は第三

項 前項並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 一般職給与法第二十三条第四項 前項及び第三号から第五号までに定める額に、同条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

二 一般職給与法第二十三条第五項 前項並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に、同条第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 一般職給与法第二十三条第七項 第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額 (同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

3 特例期間においては、一般職給与法第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、一般職給与法第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額

を減じた額とする。

4 特例期間においては、一般職給与法第二十二
条第一項の規定の適用については、同項中「三
万四千九百円」とあるのは「三万五千五百円」と、
「十万円」とあるのは「九万三千円」とする。

5 特例期間においては、一般職給与法附則第八
項の規定の適用を受ける職員に対する第一項、
第二項第二号から第五号まで及び第八号から第
十号まで並びに第三項の規定の適用について
は、第一項中「俸給月額に」とあるのは「俸
給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定
める額に相当する額を減じた額に」と、第二項
第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあ
るのは「専門スタッフ職調整手当の月額から一
般職給与法附則第八項第二号に定める額に相当
する額を減じた額」と、同項第三号中「俸給月額
及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地
域手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門ス
タッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月
額から一般職給与法附則第八項第三号に定める
額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中
「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額
に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給
月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対す
る広域異動手当の月額から一般職給与法附則第
八項第四号に定める額に相当する額を減じた

額」と、同項第五号中「俸給月額に対する研究員
調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する
研究員調整手当の月額から一般職給与法附則第
八項第五号に定める額に相当する額を減じた
額」と、同項第八号中「期末手当の額」とあるの
は「期末手当の額から一般職給与法附則第八項
第六号に定める額に相当する額を減じた額」と、
同項第九号中「勤勉手当の額」とあるのは
「勤勉手当の額から一般職給与法附則第八項第
七号に定める額に相当する額を減じた額」と、
同項第十号イ中「前項及び前各号」とあるのは
「第五項の規定により読み替えられた前項及び
前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第三号
から第五号まで及び第八号」とあるのは「第五項
の規定により読み替えられた前項並びに第三号
から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「前項
及び第三号から第五号まで」とあるのは「第五項
の規定により読み替えられた前項及び第三号か
ら第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるの
は「第五項の規定により読み替えられた第八号」と、第三項中「除して得た額に」とあるのは「除
して得た額から一般職給与法附則第十項の規定
により給与額から減ずることとされる額に相当
する額を減じた額に」とする。

第十条 特例期間においては、国家公務員災害補
(国家公務員災害補償法の特例)

償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条第
四項の規定に基づき計算される職員の平均給与
額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかか
わらず、当該人事院規則において職員に対して
現実に支給された給与の額を基礎として計算す
ることとされている場合を除き、この章の規定
により給与の支給に当たって減ずることとされ
る額に相当する額を減じた給与の額を基礎とし
て当該人事院規則の規定の例により計算した額
とする。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員
の処遇等に関する法律の特例)

第十一条 特例期間においては、国際機関等に派
遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する
法律(昭和四十五年法律第十七号)第五条第一
項の規定の適用については、同項中「期末手当」
とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のう
ち、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関
する法律(平成二十四年法律第 号)第九条
第一項及び第二項(同条第五項の規定により読
み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用が
あるものについては、当該額からこれらの規定
により支給に当たって減ずることとされる額に
相当する額を減じた額とする。）」とする。

第十二条 特例期間においては、国家公務員の育
(国家公務員の育児休業等に関する法律の特例)

児休業等に関する法律(平成三年法律第九
号。以下「育児休業法」という。)第二十六条第二
項の規定の適用については、同項中「給与法第
十九条」とあるのは、「国家公務員の給与の改定
及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律
第 号)第九条第三項(同条第五項の規定に
より読み替えて適用する場合又は同法第十四条
第三項若しくは第十五条第三項において準用す
る場合を含む。）」とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法
律の特例)

第十三条 特例期間においては、一般職の職員の
勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律
第三十三号)第二十条第三項の規定の適用につ
いては、同項中「同法第十九条」とあるのは、
「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関す
る法律(平成二十四年法律第 号)第九条第
三項(同条第五項の規定により読み替えて適用
する場合又は同法第十四条第三項若しくは第十
五条第三項において準用する場合を含む。）」と
する。

(任期付研究員法の特例)

第十四条 特例期間においては、任期付研究員法
の適用を受ける職員に対する俸給月額の支給に
当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各
号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める

割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が一号俸から三号俸までのもの及び同条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員 百分の七・七七

二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が四号俸以上のもの及び同条第四項の規定による俸給月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付研究員法第六条第五項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第 号)第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第九条第二項第三号から第八号まで及び第十号並びに第三項の規定は、任期付研究員法の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の

算出について準用する。この場合において、第九

九条第二項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合(以下「支給減額率」という。)」と、同項第十号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第十四条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第八号まで」と、同号ロ及び二中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「前項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十四条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第十四条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

(任期付職員法の特例)

第十五条 特例期間においては、任期付職員法の適用を受ける職員であつて、任期付職員法第三

条第一項の規定により任期を定めて採用されたものに對する俸給月額の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が

一号俸から四号俸までのもの 百分の七・七七

二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が五号俸以上のもの及び同条第三項の規定による俸給月額を受ける職員 百分の九・七七

2 特例期間においては、任期付職員法第七条第四項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第 号)第十五条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第九条第二項第三号から第八号まで及び第十号並びに第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第九

条第二項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十五条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合(以下「支給減額

率」という。)」と、同項第十号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第十五条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第八号まで」と、同号ロ及び二中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第十五条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「前項及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十五条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号ホ中「第八号」とあるのは「第十五条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の特例)

第十六条 特例期間においては、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号。以下「法科大学院派遣法」という。)第七条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の適用については、法科大学院派遣法第七条第二項中「同法第十九条」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第 号)第九条第三項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、法科大学院派遣法第十三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(これら

の給与のうち国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第一項及び第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)とする。

(特別職給与法の特例)

第十七条 特例期間においては、特別職給与法第一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公務員に対する俸給月額に当っては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 内閣総理大臣 百分の三十

二 国務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、国家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使(国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。) 百分の二十

三 検査官(会計検査院長を除く。)、人事官(人事院総裁を除く。)、特別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、国家公務員倫理審査会の常勤の委員、公正取

引委員会委員、同条第十四号から第四十一号までに掲げる者、侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全権大使(前号に掲げる者を除く。)&及び特命全権公使 百分の十

四 特別職給与法第一条第四十四号に掲げる国家公務員(次号に掲げる者を除く。) 百分の九・七七

五 特別職給与法第一条第四十四号に掲げる国家公務員のうち、特別職給与法別表第三に掲げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受け

るもの 百分の七・七七
2 特例期間においては、特別職給与法第四条第二項、第七条の二及び第九条の規定の適用については、同項中「第九条」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第 号)第十七条第二項の規定により読み替えて適用される第九条」と、

「三万四千九百円」とあるのは「三万五千五百円」と、「六万七千三百円」とあるのは「六万六千五百円」と、特別職給与法第七条の二中「の適用」とあるのは「及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条の規定の適用」と、特別職給与法第九条中「一般職給与法」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第四項の規定により読み替えて適用される一般職給与法」とする。

3 前項の場合において、第一項第一号及び第二号に掲げる国家公務員に対する期末手当の支給に当たっては、前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七条の二の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号の規定の適用については、同号中「百分の九・七七」とあるのは、「第十七条第一項各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

(裁判所職員臨時措置法の特例)

第十八条 特例期間においては、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の規定の適用については、同法本則中「次に掲げる法律の規定」とあるのは、「次に掲げる法律の規定及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第 号)の規定(同法第十一条、第十四条及び第十六条から第二十条までの規定を除く。)」とする。

(防衛省職員給与法の特例)

第十九条 第九条第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員(以下「防衛省の職員」という。)のうち、防衛省職員給与法第四条第一項から第三項までの規定の適用を受ける者(防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。)の俸給月額の

支給について準用する。この場合において、第九条第二項中「平成十七年改正法附則第十一条」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条」と、第十四条第一項中「任期付研究員法の適用を受ける」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十六条の六第一項の規定により任期を定めて採用された」と、第十五条第一項中「任期付職員法の適用を受ける職員であつて、任期付職員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用されたもの」とあるのは「自衛隊法第三十六条の二第二項の規定により任期を定めて採用された職員」と読み替えるものとする。

2 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表又は別表第二自衛官俸給表の適用を受ける者に対する俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定による俸給を含む。以下同じ。)の支給に当たつては、俸給月額から、俸給月額に、当該防衛省の職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表		職務の級又は階級	割合
自衛隊教官俸給表		一級	百分の四・七七
自衛官俸給表		二級	百分の七・七七
自衛官俸給表	二等陸尉以下、二等海尉以下又は二等空尉以下		百分の四・七七
	二等陸佐以下、一等陸尉以上、二等海佐以下、一等海尉以上又は二等空佐以下、一等空尉以上		百分の七・七七
	海尉以上又は二等空佐以下、一等空尉以上		百分の七・七七
	一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上		百分の九・七七

3 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法第四項ただし書又は同条第五項の規定の適用を受ける者に対する俸給月額に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 防衛省職員給与法第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官 百分の四・七七

二 防衛省職員給与法第四項第五項に規定する常勤の防衛大臣補佐官 百分の九・七七

4 第九条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号の規定は、防衛省の職員の専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。この場合において、同項第二号中「支給減額率」とあるのは、「支給減額率（第十九条第二項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあつては同項の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合をい

合をい、同条第三項の規定の適用を受ける防衛省の職員にあつては同項各号に掲げる防衛省の職員の区分に応じ当該各号に定める割合をいう。以下同じ。）と読み替えるものとする。

5 特例期間においては、防衛省の職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給の特別調整額 当該防衛省の職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額

二 防衛省職員給与法第二十三条第一項の規定により支給される俸給月額、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当 第一項において準用する第九條第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額、前項において準用する同条第二項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に定める額、前号に定める額並びに防衛省職員給与法第十八条の

二第一項の規定によりその例によることとされる第九條第二項第八号及び第九号に定める額

三 防衛省職員給与法第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 第一項において準用する第九條第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額並びに前項において準用する同条第二項第三号及び第四号に定める額（以下この項において「俸給減額基本額等」という。）並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九條第二項第八号に定める額（第五号及び第六号において期末手当減額基本額という。）に百分の八十を乗じて得た額

四 防衛省職員給与法第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当 俸給減額基本額等に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 防衛省職員給与法第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

六 防衛省職員給与法第二十三条第六項の規定により支給される期末手当 期末手当減額基本額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける防衛省の職員にあつては、期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

職員にあつては、期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

七 防衛省職員給与法第二十四条の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 俸給減額基本額等並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九條第二項第八号及び第九号に定める額

6 特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法第四項第一項に規定する自衛官候補生、学生又は生徒に対する自衛官候補生手当、学生手当又は生徒手当の支給に当たっては、これらの手当の額から、これらの額にそれぞれ百分の四・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

7 第九條第三項の規定は、事務官等（防衛省職員給与法第四項第一項に規定する事務官等をいう。附則第十条第一項において同じ。）が防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条から第十八条までの規定により支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の算定について準用する。

8 特例期間においては、防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける防衛省の職員に対する第二項及び第五項第二号から第七号まで並びに第一項において準用する第九條第一項、第四項において準用する同条第二項第二号から第四号まで及び前項において準用する同条第三項の規定の適用については、第二項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から防衛省職員給与法

附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第五項第二号及び第三号中「第一項において」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた、第一項において」と、「又は第二項」とあるのは「又は第八項の規定により読み替えられた第二項」と、「前項」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた、前項」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「に定める額、前項において準用する同条第二項第六号」と、第一項において準用する同条第一項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第四項において準用する同条第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二項第三号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二項第四号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当	の月額」とあるのは「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項において準用する同条第三項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から防衛省職員給与法附則第八項において準用する一般職給与法附則第十項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。 (国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の特例) 第二十条 特例期間においては、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第 号)第十九条第二項、同条第一項において準用する同法第九条第一項及び同法第十九条第四項において準用する同法第九条第二項(同法第十九条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。 (端数計算) 第二十一条 この章の規定により給与の支給に当	たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (政令への委任) 第二十二条 第九条から前条までに定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第三章及び附則第八条から第十条までの規定 平成二十四年四月一日 二 第七条中防衛省職員給与法附則第九項の改正規定 平成二十六年四月一日 (俸給月額の切替え) 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。 一 任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額 第三条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額	二 任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額 第四条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額 第三条 施行日の前日において第六条の規定による改正前の特別職給与法附則第三項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の施行日における俸給月額は、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定める。 第四条 施行日の前日において防衛省職員給与法第五条第四項若しくは第五項、第六条の第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた防衛省の職員の施行日における俸給月額は、防衛省令で定める。 (平成二十四年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額) 第五条 医師又は歯科医師である自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。)の俸給月額は、第七条の規定による改正後の防衛省職員給与法別表第二の規定にかかわらず、平成二十四年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。 (平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置) 第六条 平成二十四年六月に職員に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九条の四第二項(同条第三項、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第
---	--	--	--

六項まで（育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日（同月二日から施行日までの間に職員（一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表（若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において

「減額改定対象職員」という。）となつた者（同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額（一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表		職務の級	号俸
行政職俸給表(一)		一級	一号俸から九十三号俸まで
		二級	一号俸から七十六号俸まで
		三級	一号俸から六十号俸まで
		四級	一号俸から四十四号俸まで
		五級	一号俸から三十六号俸まで
		六級	一号俸から二十八号俸まで
		七級	一号俸から十六号俸まで
		八級	一号俸から四号俸まで
行政職俸給表(二)		一級	一号俸から百二十一号俸まで
		二級	一号俸から八十四号俸まで
		三級	一号俸から七十六号俸まで
		四級	一号俸から四十八号俸まで
		五級	一号俸から三十二号俸まで
専門行政職俸給表		一級	一号俸から九十三号俸まで
		二級	一号俸から六十号俸まで
		三級	一号俸から四十四号俸まで
		四級	一号俸から三十二号俸まで
		五級	一号俸から十六号俸まで
		六級	一号俸から四号俸まで
税務職俸給表		一級	一号俸から七十三号俸まで
		二級	一号俸から六十五号俸まで
		三級	一号俸から六十号俸まで
		四級	一号俸から四十四号俸まで
		五級	一号俸から三十六号俸まで
		六級	一号俸から二十八号俸まで
		七級	一号俸から十六号俸まで
		八級	一号俸から四号俸まで

公安職俸給表(一)									
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	
一号俸から百四十号俸まで	一号俸から九十六号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から四号俸まで	
公安職俸給表(二)									
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級		
一号俸から八十九号俸まで	一号俸から七十六号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から四号俸まで		
海事職俸給表(一)									
一級	二級	三級	四級	五級	六級				
一号俸から六十九号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から四十号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から八十五号俸まで				
海事職俸給表(二)									
一級	二級	三級	四級	五級	六級				
一号俸から九十七号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から四十四号俸まで				
教育職俸給表(一)									
一級	二級	三級	四級						
一号俸から八十四号俸まで	一号俸から六十四号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から二十四号俸まで						
教育職俸給表(二)									
一級	二級	三級							
一号俸から九十六号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から六十四号俸まで							
研究職俸給表									
一級	二級	三級	四級	五級					
一号俸から百八号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から五十二号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から十六号俸まで					
医療職俸給表(一)									
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級			
一号俸から八十五号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から八号俸まで			
医療職俸給表(二)									
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級			
一号俸から八十五号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から八号俸まで			
福祉職俸給表									
一級	二級	三級							
一号俸から百四十号俸まで	一号俸から八十号俸まで	一号俸から五十六号俸まで							

専門スタッフ職俸給表				
四級	五級	六級	一級	二級
一号俸から四十八号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸及び二号俸

二 平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

額

2

平成二十三年四月一日から平成二十四年六月

一日までの間において防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省職員給与法の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事

院規則で定める額」とする。

第七条 防衛省職員給与法第十八条の二第一項又は第十八条の二の二の規定によりその例によることとされる前条の規定の適用については、同条第一項第一号中「医療職俸給表(一)」とあるのは「防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表若しくは防衛省職員給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける防衛省の職員でその職務の級若しくは階級(当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)及び号俸がそれぞれ次条の表の俸給表欄、職務の級又は階級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定の適用を受けない防衛省の職員に限り、医師又は歯科医師である自衛官を除く。)、医師若しくは歯科医師である自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。)、防衛省職員給与法第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官、医療職俸給表(一)と、「及び特勤勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)」とあるのは「特勤勤務手当(一般職給与法第十四条の規定

く。)、防衛省職員給与法第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官、医療職俸給表(一)と、「及び特勤勤務手当(一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。)」とあるのは「特勤勤務手当(一般職給与法第十四条の規定

による手当を含む。)、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当」と、同条第二項中「防衛省職員給与法」とあるのは「一般職給与法」とする。

俸給表		職務の級又は階級	号俸
自衛隊教官俸給表			
一級	一等陸佐(一)	一級	一号俸から八十四号俸まで
二等	一等海佐(二)		一号俸から三十六号俸まで
	一等空佐(三)		
	一等陸佐(二)	二等	一号俸から四号俸まで
	一等海佐(三)		一号俸から十六号俸まで
	一等空佐(三)		
	二等陸佐	三等	一号俸から四十号俸まで
	二等海佐		一号俸から四十号俸まで
	二等空佐		
	三等陸佐	四等	一号俸から四十八号俸まで
	三等海佐		一号俸から四十八号俸まで
	三等空佐		
	一等陸尉	五等	一号俸から六十八号俸まで
	一等海尉		一号俸から六十八号俸まで
	一等空尉		
	二等陸尉	六等	一号俸から八十号俸まで
	二等海尉		一号俸から八十号俸まで
	二等空尉		

自衛官俸給表

三等陸尉	一等陸士
三等海尉	一等海士
三等空尉	一等空士
准陸尉	二等陸士
准海尉	二等海士
准空尉	二等空士
陸曹長	一等陸士
海曹長	一等海士
空曹長	一等空士
一等陸曹	二等陸士
一等海曹	二等海士
一等空曹	二等空士
二等陸曹	二等陸士
二等海曹	二等海士
二等空曹	二等空士
三等陸曹	二等陸士
三等海曹	二等海士
三等空曹	二等空士
陸士長	一等陸士
海士長	一等海士
空士長	一等空士

(平成二十四年四月一日、平成二十五年四月一日及び平成二十六年四月一日における号俸の調整)

第八条 平成二十四年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員)にあつては、(二号俸)上位の号俸とする。

2 平成二十五年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員)にあつては、(二号俸)上位の号俸とする。

3 平成二十六年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員)にあつては、(二号俸)上位の号俸とする。

4 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。	ある場合にあつては防衛省職員給与法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。」に「と、」を受けるもの」とあるのは「受けるもの、防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官」と、「一般職給与法第八条第五項」とあるのは「防衛省職員給与法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。	4 第二項の規定は、平成二十五年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは「第三項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十五年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。	時間勤務職員に対する第一項において準用する前条第一項の規定、第三項において準用する同条第二項の規定及び第五項において準用する同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める防衛省の職員及び育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の防衛省の職員の二週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。
5 前項の規定は、育児休業法第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。 6 育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。	2 前項に定めるもののほか、平成二十四年四月一日において同項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものの同日における俸給月額が、一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員が受ける俸給月額との均衡を失うと認められるときは、同日における当該俸給月額に同表の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とする。 3 前条第二項の規定は、平成二十五年四月一日において同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して政令で定める年齢に満たない防衛省の職員(同日において第一項において読み替えて準用する同条第一項に規定する除外職員である者を除く。)について準用する。この場合において、同条第二項中「人事院規則で定める職	6 第二項の規定は、平成二十六年四月一日において前項の政令で定める年齢に満たない医師又は歯科医師である自衛官であつて防衛省職員給与法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において「前項」とあるのは「第五項」と、「同日における俸給月額」とあるのは「平成二十六年四月一日における俸給月額」と読み替えるものとする。 7 育児休業法第二十七條第一項において準用する育児休業法第十三條第一項に規定する育児短	9 育児休業法第二十七條第一項において準用する育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項において準用する前条第一項の規定、第三項において準用する同条第二項の規定及び第五項において準用する同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四

十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める防衛省の職員及び育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の防衛省の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものを除して得た数乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

(防衛省の職員に関する経過措置)

第十条 自衛官(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。)並びに事務官等(防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける者並びに防衛省職員給与法第二十三条の規定の適用を受ける者及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。)のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するものについては、附則第一条第一号に定める日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間における第十九条並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

2 前項の政令を定めるに当たっては、東日本大震災への対応として、十万人を超える体制で対処した自衛官等の労苦に特段の配慮をするほか、この法律の目的が東日本大震災からの復興のための財源を確保するためのものであること

等を勘案するものとする。

(人事院規則等への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、一般職の職員に関するものにあつては人事院規則、特別職の職員及び防衛省の職員に関するものにあつては政令で定める。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する平成二十三年九月三十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人事費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成二十六年三月三十一日までの間減額して支給する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案(稲見哲男君外四名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成二十三年九月三十日付けの一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定について定

めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人事費を削減するため、一般職の職員の給与に関する法律等の特例を定める措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一般職の国家公務員の給与に関し、人事院勧告どおり、医療職(一)及び若年層を除き、平均〇・二三％俸給表を引き下げるとともに、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二百五十万円、国務大臣等は百四十九万五千円、内閣法制局長官等は百四十三万四千円とする等の改定を行うこと。

2 一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等の給与の臨時特例等

(1) 本法施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、一般職の職員の俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、係員級職員は百分の四・七七、係長及び課長補佐級職員は百分の七・七七、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員は百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減額することとし、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に百分の九・七七を乗じ

て得た額に相当する額を減額する等の措置を講ずること。

(2) 特例期間においては、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、内閣総理大臣は百分の三十、国務大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者は百分の二十、大臣政務官、常勤の委員長等、大公使は百分の十、特別職の職員の給与に関する法律別表第三に掲げる五号俸以上の秘書官等は百分の九・七七、一号俸から四号俸までの秘書官は百分の七・七七を乗じて得た額に相当する額を減額する等の措置を講ずること。

3 防衛省の職員の給与に関する法律において、防衛省の職員の俸給月額の支給に当たって1及び2(1)の一般職の職員に準じた措置を講ずること。

4 関係する法律について必要な特例を定めるとともに、所要の経過措置等を定めること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日属する月の翌月の初日から施行することとする。この場合、自衛官並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等に係る規定の適用については、その施行の日から六月を超えない範囲内で政令で定める日までの間、政令で特別の定めができること。

二 議案の修正議決理由
人事院の国会及び内閣に対する平成二十三年

九月三十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成二十六年三月三十一日までの間減額して支給する措置を講じようとする本案は、おおむね妥当なものと認めるが、

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする旨の規定を附則に追加する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成二十四年二月二十三日
総務委員長 原口 一博
衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

附 則

（地方公務員の給与）

第十二条 地方公務員の給与については、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成二十四年二月二十三日

提出者

議院運営委員長 小平 忠正

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十号）の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改め、「には」の下に、「平成二十六年三月三十一日までの間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（平成二十四年六月に受ける期末手当等に関する特例措置）

2 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号。次項において「秘書給与法」という。）第十四条の規定により、この法律の施行の日以後最初に受ける期末手当の額の算定については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律

第 号）附則第六条の規定の例による。この場合において、同条第一項第一号中「職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）」とあるのは、「国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十号）附則第三項から第六項までの規定の適用を受けない国会議員の秘書」とする。

3 秘書給与法第十四条第四項の規定により期末手当を受けた者で、再び議員秘書となつたものが、平成二十四年六月に同条第一項に規定する期末手当を受けることとなる場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「第二項の規定による期末手当の額」とあるのは、「国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第二項の規定により算定した期末手当の額」とする。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に経過措置として支給される給料を改定し、及び平成二十六年四月一日以後は支給しないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第二種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本号一部 三四五円